≪「VBA 法人税確定申告書」システムの法人税申告書・別表について≫

「VBA 法人税確定申告書」システムのデータ入力用フォーム、表示と印刷用のエクセルのシートの説明になります。
令和 07 年版システムは、令和 07 年 4 月 1 日から令和 08 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度に対応します。
資本金または出資金が 1 億円超の大法人の法人税と地方法人税の電子申告の義務化には対応していません。

■ 「VBA 法人税確定申告書」のメインメニュー

このシステムのメインメニューは「開始」「編集」「表示」「印刷」「ヘルプ」「ＨＰ情報」「終了」のコマンドボタンの構成になっています。

システムのメインメニュー

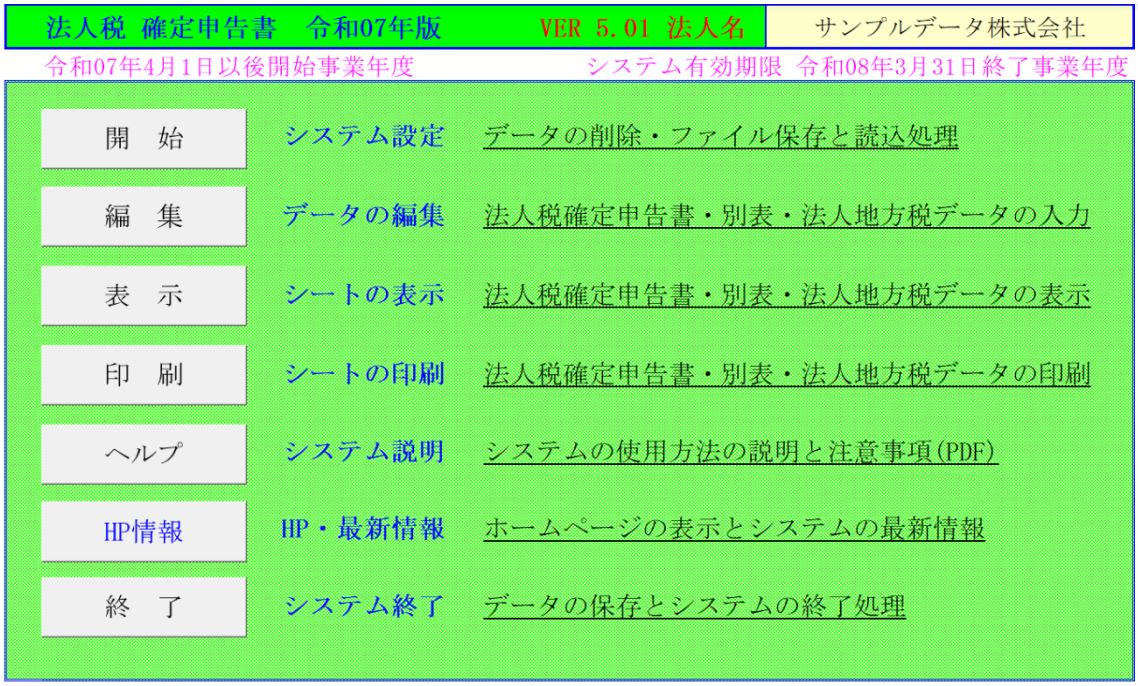

○「開　始」
使用者データの登録、データの削除、ファイルへの保存と読込ができます。

○「編　集」
法人税・地方法人税確定申告書、適用額明細書、法人道府県民税・事業税・特別法人事業税申告書と法人市町村民税申告書のデータの登録と編集を行います。

○「表　示」
法人税・地方法人税確定申告書の別表 1 から別表 16、適用額明細書、法人道府県民税・事業税・特別法人事業税申告書と法人市町村民税申告書の Excel ワークシートを表示します。

○「印　刷」
法人税・地方法人税確定申告書の別表 1 から別表 16、適用額明細書、法人道府県民税・事業税・特別法人事業税申告書と法人市町村民税申告書の Excel ワークシートを印刷します。

○「ヘルプ」
システムの使用方法や法人税と法人地方税の計算について簡単に説明した PDF ファイルを開きます。

○「HP 情報」
Soft-j.com のホームページを表示して、システムの最新情報とエラー情報の確認ができます。

○「終　了」
「終了」ボタンでシステムを終了して Excel に戻ります。
データを保存してから Excel の設定を元に戻しますので、システムの終了時は必ずこのボタンを使用してください。

■ システムのご利用と注意事項について

≪システムのご利用について≫

このシステムは、データ入力用のユーザーフォームと表示と印刷用のエクセルのワークシートにより構成されています。

このシステムの利用には、Microsoft 社の Excel 2024/2021/2019 が必要になります。
このシステムは、Excel のマクロを有効にしないと使用できないため、Excel のマクロを有効にする方法は、「マクロを有効にする方法.pdf」ファイルをダウンロードして確認してください。

≪システムの使用許諾書について≫

このシステムをご利用いただくには、下記の「システムの使用許諾書」に同意をしていただくことが使用条件となっていますのでご了承ください。

1）システムの使用期限
令和 07 年版のシステムの使用期限は、使用開始日から令和 08 年 3 月 31 日終了事業年度までとなっています。
このシステムは使用期限の経過後は使用することができません。

2）著作権および所有権
本システムの著作権および所有権は Soft-j.com が所有します。

3）使用権
本システムの使用権は、使用者が所有する一台のコンピュータで使用することを意味します。
本システムの使用権は、いかなる方法によっても第三者に譲渡および貸与することはできません。
本システムを制作者の許可なく、ホームページ、雑誌などへの掲載をすることはできません。

4）免責事項の明示
本システムが使用できないことまたは本システムの使用および使用結果について、使用者および第三者の直接的および間接的ないかなる損害に対しても、本システムの制作者ならびに掲載者は一切の責任を負いません。
計算誤りまたは印刷誤りがないか必ず使用者自らによって確認していただき、本システムによって発生した計算誤りまたは印刷誤りは、使用者の責任で対処していただくという原則で使用して下さい。
損害の可能性について、制作者が事前に知らされていた場合でも同様とします。
あらゆる損害に対する免責をご承諾いただくことを使用条件とします。

≪システムの注意事項について≫

1）ファイル名の変更について
システムのファイル名は変更しないでそのまま使用してください。
ファイル名を変更すると「『Microsoft Visual Basic』実行時エラー'9':インデックスが有効範囲にありません。」という VBA エラーが発生します。

2）IME モードの設定について
日本語の IME モードのため、数値入力で半角の入力モードが不安定になる場合があります。
入力用ユーザーフォームの数値の入力欄は、自動的に半角モードになるように設定します。
しかし IME を全角モードのままで入力用ユーザーフォームを開くと、数値入力の IME の動作が不安定になる。入力用ユーザーフォームを開く際には、必ず IME の全角モードを OFF にしてから開くことが必要になります。

Excel 2016 2013 2010 2007 のサポート終了について
マイクロソフト社による Excel2007 のサポートは平成 29 年 10 月で終了しています。
マイクロソフト社による Excel2010 のサポートは令和 02 年 10 月で終了しています。
マイクロソフト社による Excel2013 のサポートは令和 05 年 04 月で終了しています。
マイクロソフト社による Excel2016 のサポートは令和 07 年 10 月で終了します。
このサポート終了により Excel2013 2010 2007 での動作の保証はできません。

このシステムの仕様は、ユーザー様からの機能追加および仕様変更のご要望により予告なく変更することがありますのでご了承ください。

≪システムのダウンロードとライセンス料金のお振込みについて≫
システムの最新版の Excel ファイルは soft-j.com のダウンロードサイトから入手することができます。
ライセンス料金のお振込みについては soft-j.com の銀行振込のご案内またはベクターシェアレジを利用することができます。

最新版のシステムは以下のダウンロードサイトから行ってください。
http://soft-j.com/download.html

ライセンス料金のお振込みについては以下のサイトで確認してください。
http://soft-j.com/soukin.html

● 請求書・領収証の発行について
大変申し訳ありませんが、銀行振込ならびにベクターからの送金のどちらも請求書と領収証の発行はしていません。
令和 05 年 10 月 01 日以降の適格請求書保存方式（インボイス制度）に対応した請求書と領収証の発行はしていません。

≪「セキュリティリスク」のメッセージバーへの対応について≫
インターネットからダウロードしたマクロ付きの Excel ファイルを開くと、マクロは実行されずにブロックされて「セキュリティリスク」のメッセージバーが表示されます。
Excel により「セキュリティリスク」メッセージバーが発生して VBA がブロックされる場合の対応は、以下の PDF ファイルまたはマイクロソフト社サイトでご確認をお願いします。

http://soft-j.com/release/security_risk.pdf

https://learn.microsoft.com/ja-jp/deployoffice/security/internet-macros-blocked

■　「VBA 法人税確定申告書」システムについて

　このシステムは、法人の決算書データから法人税確定申告書の別表 1 から別表 16 及び適用額明細書と地方税申告書の第 6 号様式から第 20 号様式を作成します。
資本金または出資金が 1 億円超の法人の事業税の外形標準課税と地方税の課税標準の分割計算には対応していません。　また連結事業年度の決算と納税の計算には対応していません。

■　「VBA 法人税確定申告書」で対応している申告書と別表、明細書　　ファイル名 hojin0704.xlsb
hojin_hyo0704.xlsb

別表一　　各事業年度の所得に係る申告書－内国法人分
別表一　　各事業年度の所得に係る申告書・次葉
別表二　　同族会社等の判定に関する明細書
別表三（一）　　特定同族会社の留保金額に対する税額の計算等に関する明細書
別表三（一）付表　特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書
別表四　　所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）
別表五（一）　　利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書
別表五（一）付表　種類資本金額の計算に関する明細書
別表五（二）　　租税公課の納付状況等に関する明細書
別表六（一）　　所得税額の控除に関する明細書

別表六（二）　　内国法人の外国税額の控除に関する明細書（表のみ）
別表六（二の二）　当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書（表のみ）
別表六（三）　　外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書（表のみ）
別表六（六）　　法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書
別表六（六）　　付表　前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書（表のみ）
別表六（七）　　特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書（表のみ）
別表六（九）　　一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書（表のみ）
別表六（十）　　中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書（表のみ）
別表六（十一）　試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書（表のみ）
別表六（十二）　特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書（表のみ）
別表六（十五）　中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書（表のみ）
別表六（二十四）　給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書（表のみ）
別表六（二十四）　付表一　給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書（表のみ）
別表六（二十四）　付表二　給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（表のみ）

別表七（一）　　欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書
別表八（一）　　受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八（一）付表　支払利子等の額及び受取配当等の額に関する明細書

別表十一（一）　　個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書
別表十一（一の二）一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

別表十四（二）　　寄付金の損金算入に関する明細書
別表十五　　交際費等の損金算入に関する明細書

別表十六（一）　　旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
別表十六（二）　　旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

別表十六（四）　　旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書
別表十六（六）　　繰延資産の償却額の計算に関する明細書

別表十六（七）　少額減価償却資産の取得価額の損金参入の特例に関する明細書
別表十六（八）　一括償却資産の損金参入に関する明細書
別表十六（十）　資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書（表のみ）

適用額明細書　租税特別措置法の適用を受ける事項と適用する条項及び適用額

■　「VBA 法人地方税申告書」で対応している申告書と明細書　ファイル名 hojin_tih0704.xlsb

第六号様式　法人都道府県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書
第六号様式別表四の三　均等割額の計算に関する明細書（東京都）
第六号様式別表九　欠損金額等及び災害損失金の控除明細書
第十号様式　課税標準の分割に関する明細書（都道府県民税・事業税）

第二十号様式　法人市町村民税の確定申告書
第二十二号の二様式　課税標準の分割に関する明細書（市町村民税）

法人事業税・特別法人事業税の課税標準分割税額計算書
法人都道府県民税の課税標準分割税額計算書
法人市町村民税の課税標準分割税額計算書

■　OCR 法人税確定申告書と適用額明細書への印刷について

令和 07 年版では法人税申告書と適用額明細書の印刷について、国税庁ホームページからダウンロードできる PDF の確定申告書と適用額明細書になっています。

国税庁ホームページからダウンロードできる PDF 法人税申告書と適用額明細書への直接印刷は、EXCEL の「ページ設定」の「拡大縮小印刷」から 103%から 105%に拡大（お使いのプリンターにより拡大比率が違います。）と上下左右の余白を調整してから印刷することがあります。

※ OCR 用法人税申告書と適用額明細書の印刷は、国税ホームページからダウンロードした OCR 用法人税申告書と適用額明細書の PDF ファイルを「特大ページを縮小」で印刷して印刷位置を設定しています。税務署配布の OCR 用法人税申告書と適用額明細書の印刷は「ページ設定」「拡大/縮小」で 103%から 105%に拡大して印刷してください。
※ Windows と Excel およびお使いのプリンターによりましては OCR 申告書が正常に印刷できないことがありますのでご了承ください。

国税庁ホームページからダウンロードした OCR 申告書の PDF ファイルを印刷して税務署に提出する場合は、
下記のサイトの印刷設定方法を参考にしてください。
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/ocr/setting.htm

■ 令和 07 年版システムの修正事項について

・令和 07 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度(令和 07 年 4 月 30 日決算)から令和 08 年 3 月 31 日事業年度までの法人税額の特別控除の明細書の別表 6(6)、別表 6(6)付表、別表 6(24)、別表 6(24)付表 1、別表 6(24)付表 2 の様式改正に対応しました。
・法人都道府県民税及び法人事業税・特別法人事業税の第 6 号様式の様式改正に対応しました。

※　法人税額の特別控除の別表 6(6)から別表 6(24)は表のみのため「シート編集」ボタンからシートの保護を解除してデータを入力します。（このシートには数式と参照式の設定がありません。）
※　法人税額の特別控除の明細書はバージョンアップで対応することがあります。
※　適用額明細書の法人税額の特別控除の区分番号と租税特別措置法の条項が国税庁ホームページで公開されたらバージョンアップで対応することがあります。

※　資本金又は出資金が 1 億円超の法人の法人税と地方法人税及び事業税外形標準課税は対応していません。
※　資本金又は出資金が 1 億円超の大法人の法人税と地方法人税及び消費税と地方消費税の電子申告の義務化は対応していません。

※　※ OCR 用法人税申告書と適用額明細書の印刷は、国税ホームページからダウンロードした OCR 用法人税申告書と適用額明細書の PDF ファイルを「特大ページを縮小」で印刷して印刷位置を設定しています。税務署配布の OCR 用法人税申告書と適用額明細書の印刷は「ページ設定」「拡大/縮小」で 103%から 105%に拡大して印刷してください。
※　Windows と Excel およびお使いのプリンターによりましては OCR 申告書が正常に印刷できないことがありますのでご了承ください。

■ 令和 06 年版システムの修正事項について

・令和 06 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度(令和 06 年 4 月 30 日決算)から令和 07 年 3 月 31 日事業年度までの法人税額の特別控除の明細書の別表 6(6)、別表 6(6)付表、別表 6(7)、別表 6(10)、別表 6(15)、別表 6(24)、別表 6(24)付表 1、別表 6(24)付表 2 の様式改正に対応しました。

■ 令和 05 年版システムの修正事項について

・令和 05 年 4 月 1 日以後終了事業年度（令和 05 年 4 月 30 日決算）からの別表 1、 別表 1 次葉、別表 4、別表 8（1）、別表 11（1_2）、別表 14（2）などの様式改正に対応しました。
・税額控除の明細書の別表 6（6）、別表 6（6）付表、別表 6（7）、別表 6（17）、別表 6（26）、別表 6（26）付表 1、別表 6（26）付表 2 の様式改正に対応しました。
国税庁ホームページからダウンロードした OCR 申告書の PDF ファイルを印刷して税務署に提出する場合は、下記のサイトの印刷設定方法を参考にしてください。
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/ocr/setting.htm

■ 令和 04 年版システムの修正事項について

・令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの別表 1 次葉、別表 16（1）、別表 16（2）、別表 16（4）、別表 16（6）の様式改正に対応しました。
・令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの第 6 号様式と第 20 号様式の様式改正に対応しました。（「税額控除超過額相当額の加算額」を追加。）
・令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの法人税額の特別控除の明細書の様式改正に対応しました。
・令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの適用額明細書の租税特別措置法の条項と区分番号に対応しました。
・別表 4 でお使いのプリンターにより△の下部が印刷されない不具合を修正しました。
・第 6 号様式と第 20 号様式で提出年月日のフォントを縮小しました。
・令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの税制改正による別表 1（1）、別表 1 次葉、別表 4、別表 5（1）、別表 5（2）、別表 7、別表 8（1）、別表 8（1）付表、別表 14（2）、別表 15 などの改正に対応しました。

■ 令和 03 年版システムの修正事項について

・別表 1 次葉の地方法人税の税率 10.3%の改正に対応しました。
・地方法人特別税の廃止と特別法人事業税の創設に対応しました。
・法人事業税、法人道府県民税、法人市町村民税の改正に対応しました。

≪ご注意≫
令和 03 年版から事業年度（課税期間）をリストから選択するように変更して 12 か月の事業年度（課税期間）に対応します。新規に設立または事業年度を変更した法人は 12 か月の月数を変更してください。
これは直接入力した事業年度（課税期間）が申告書や内訳書に連動しないというユーザー様のご意見で修正しました。

別表 1 は「別表一　各事業年度の所得に係る申告書－内国法人分」となり「普通法人（特定の医療法人を除く。一般社団法人等、みなし公益法人等又は人格のない社団等」と「普通法人等以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人」の計算をすることになりましたが、このシステムは普通法人の計算のみに対応します。

■ 令和 02 年版システムの修正事項について

1）令和 2 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の法人税の別表 1（1）、次葉、別表 3（1）、別表 4、別表 7（1）　及び法人事業税と都道府県民税の第 6 号様式の変更に対応しました。

2）令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）の地方法人税（国税）の改正について

税制改正により、法人住民税法人税割の税率を 5.9%引き下げる（都道府県分を 3.2%から 1%の 2.2%、市町村分を 9.7%から 6%の 3.7%それぞれ引き下げる）とともに、地方法人税（国税）の税率を 5.9%（引下げ分相当）引き上げることとされます。
令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の地方法人税（国税）の税率　10.3%　（現行 4.4%）

※　中小法人の年 800 万円以下の所得に係る法人税率を 15%に軽減する措置は、2 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長されています。

3）令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）の法人道府県民税の改正について

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から標準税率は、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、かつ、法人税額が年 1,500 万円以下の法人に適用されます。
標準税率　法人税額 × 1.0%　（現行 3.2%）

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から超過税額は、上記以外の法人に適用されます。
超過税率　法人税額 × 1.8%　（現行 4.0%）

4）令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）の法人事業税の改正と特別法人事業税の創設及び地方法人特別税の廃止について
・令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から法人事業税（所得割及び収入割に限る）の税率の改正がされます。（特別法人と収入金額課税法人の税率は省略）

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の普通法人の所得割の標準税率
所得金額 年 400 万円以下　3.5%　（現行 3.4%）
所得金額 年 400 万円超年 800 万円以下　5.3%　（現行 5.1%）
所得金額 年 800 万円超　7.0%　（現行 6.7%）

超過課税を適用している都府県の法人は税率が違います。
超過税率は、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県で適用されます。

・令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から法人事業税の税率改正と同時に、地方法人特別税が廃止されて特別法人事業税が創設されます。（特別法人と収入金額課税法人の税率は省略）

特別法人事業税の税率
所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等　　所得割額の 37%
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人　所得割額の 260%

5）令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）の法人市町村民税の改正について

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から、法人市民税で 3.7%、法人県民税で 2.2%、法人税割の税率が引き下げられるとともに、地方法人税（国税）の税率が引き上げられます。
これにより、地方税法で定められている法人市民税（法人税割）の標準税率及び制限税率が改正されます。

標準税率　法人税額 × 6.0%（現行 9.7%）
制限税率　法人税額 × 8.4%（現行 12.1%）

● 事業年度による法人税計算の推移（資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人、公益法人）
1 年決算法人の場合ですので、事業年度を変更した 1 年未満の法人は計算が違います。

令和元年 4 月 1 日以後開始する事業年度 R01.9.1～R02.8.31 まで	令和元年 10 月 1 日以後開始する事業年度 R01.10.1～R02.9.30 から
普通法人の法人税の税率 800 万円以下の部分　15% 普通法人の法人税の税率 800 万円超の部分　23.2%	
地方法人税（国税）　4.4%	地方法人税（国税）　10.3%
道府県民税法人税割 3.2%～4.0% 都民税法人税割　12.9%～16.3%（東京 23 区） 事業税所得割　3.4% 5.1% 6.7%　※ 事業税所得割　3.65% 5.465% 7.180%（東京都） ---------- 地方法人特別税　43.2%　廃止	道府県民税法人税割 1.0%～1.8%　※ 都民税法人税割　7.0%～10.4%（東京 23 区） 事業税所得割　3.5% 5.3% 7.0%　※ 事業税所得割　3.75% 5.665% 7.480%（東京都） 特別法人事業税　37%　創設 ----------
市町村民税法人税割 9.7%～12.1%	市町村民税法人税割 6.0%～8.4%

※ 道府県民税の法人税割で、山梨県は資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で期末の従業者総数が 300 人以下の法人は標準税率の 1.0%になります。静岡県はすべての法人が標準税率の 1.0%になります。
※ 法人事業税（都民税法人税割）について超過課税を適用している都府県の法人は税率が違います。
超過税率は、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県で適用されます。

令和元年 4 月 1 日以後開始する事業年度
標準税率　3.4% 5.1% 6.7%
神奈川県　3.638% 5.457% 7.169%
愛知県　3.55% 5.319% 6.988%
上記以外　3.65% 5.465% 7.180%（東京都含む）

令和元年 10 月 1 日以後開始する事業年度
標準税率　3.5% 5.3% 7.0%
神奈川県　3.71% 5.618% 7.420%
愛知県　3.65% 5.519% 7.288%
上記以外　3.75% 5.665% 7.480%（東京都含む）

■　「開始」メニューとシステム設定

「開始」メニューから使用者データの登録からシステムの初期設定を実行します。

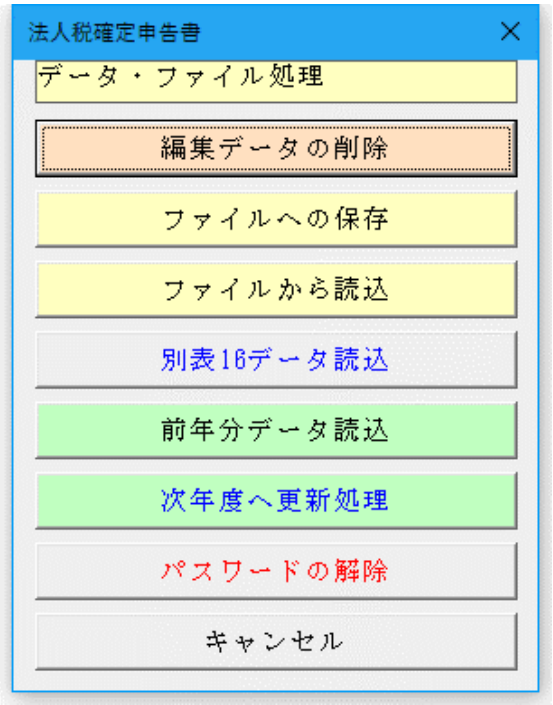

○　編集データの削除

全ての編集中のデータを一括削除します。
一括削除したデータは復元ができませんので、データの削除処理の前には「ファイルへの保存」処理でバックアップをしてください。

○　ファイルへの保存

システムに登録してあるデータを、CSV ファイルへの保存処理でバックアップします。

○　ファイルから読込

CSV ファイルにバックアップしたデータを、ファイルから読込処理でシステムに復元します。
※　以下の手順で、入力したデータを新しいバージョンのシステムに引き継ぐことができます。
　１・「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存して古いシステムを終了します。
　　（ファイル名は自由につけることができます。）
　２・新しいシステムを解凍して、パスワードを解除します。
　３・「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを新しいシステムに読み込みます。
　「ファイルへの保存」処理の前にシステムを解凍すると、入力したデータは消えますので注意してください。
≪ご注意≫
エクセルのファイルは、決して堅牢ではありません。ファイルの読込と保存やデータの入力のために破損することがあります。そのためデータの定期的なバックアップをお願いします。

○　別表 16 データ読込

「VBA 法人税減価償却費」で作成した別表 16 の CSV ファイルのデータを読込処理します。

○　前年分データ読込

前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルから法人税申告と地方税申告のデータを読込みます。

○　次年度へ更新処理

当期の法人税申告書のデータから翌期の法人税申告書の開始データを作成します。

○　パスワードの解除

編集データの保存とシート印刷には、パスワード（ライセンスキー）の解除が必要です。

≪「VBA 法人税確定申告書」システムのバージョンアップとデータの移行について≫

ここでは「VBA 法人税確定申告書」システムのバージョンアップについて説明します。

■ 「VBA 法人税確定申告書」でのデータの CSV ファイルへのバックアップ

■ 編集中のファイルのデータを、外部の CSV ファイルに書き出してバックアップします。

1．「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存します。
このシステムのバージョンは、必ず確認をしておいてください。

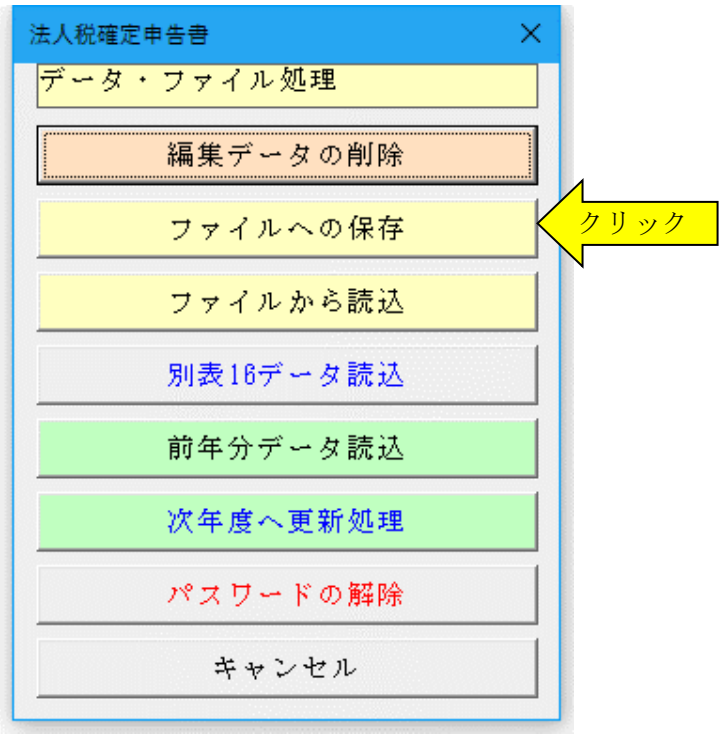

2．「名前を付けて保存」から CSV ファイル名は、ユーザーが自由につけることができます。
この例では、「新しいフォルダ」にファイル名「bakup」を付けて「保存」をクリックします。

3．「新しいフォルダ」に、ファイル名「bakup.csv」のデータバックアップ用 CSV ファイルが作成されます。
CSV ファイルを保存するフォルダは、どこでもできます。
ファイル名には、作成年月日などバックアップした日時をファイル名として付けておくと管理しやすくなりま

す。

■ 「VBA 法人税確定申告書」のダウンロードとパスワード（ライセンスキー）の解除

■ Soft-j.com のダウンロードサイトから最新版ファイルをダウンロードします。

「ファイルへの保存」処理の前にファイルを解凍してシステムを上書きすると、これまで入力したデータはすべて消えてしまいます。
ファイルを解凍して古いファイル上書きする前には、必ずデータを CSV ファイルにバックアップして下さい。
圧縮ファイルを解凍するフォルダは、現在作業中のフォルダとは別のフォルダのほうが安全です。

お使いの Excel のバージョンにより年月日のデータが和暦から西暦または数値に自動変換されてしまう場合がありますのでご注意ください。

■ システムのパスワード（ライセンスキー）を解除します。

「開始」メニューの「パスワードの解除」から、Soft-j.com またはベクターからメールで送付されたパスワード（ライセンスキー）を入力してください。

パスワード（ライセンスキー）は、使用される年度により違いますのでご注意ください。

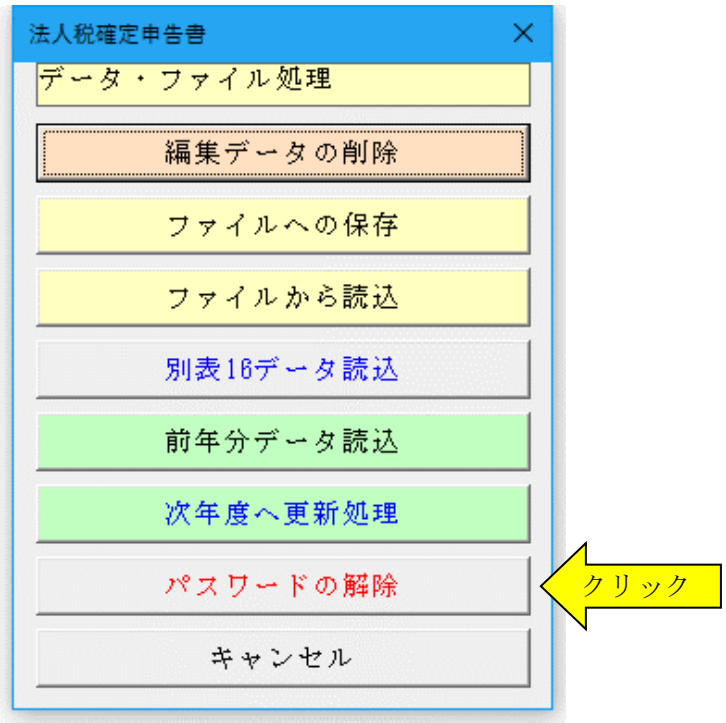

入力したパスワード（ライセンスキー）正しい場合は、システムのすべての機能が利用できるようになります。

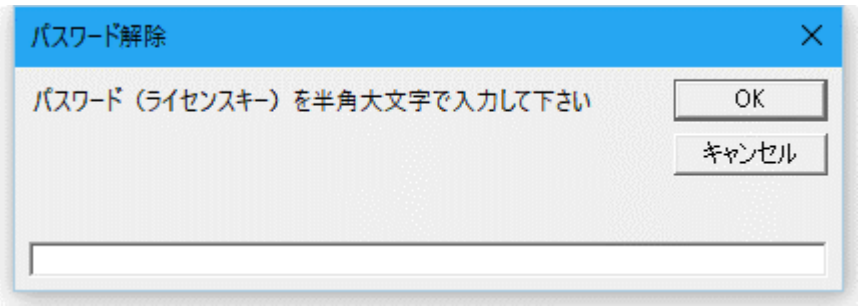

■ 「VBA 法人税確定申告書」での CSV ファイルからのデータの復元

■ CSV ファイルに保存した、給与と賞与および年末調整用データを新しいシステムに読込んで復元します。

1・新しいシステムの「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを読み込みます。
新しいシステムのバージョンから、システムファイルの更新を確認してください。

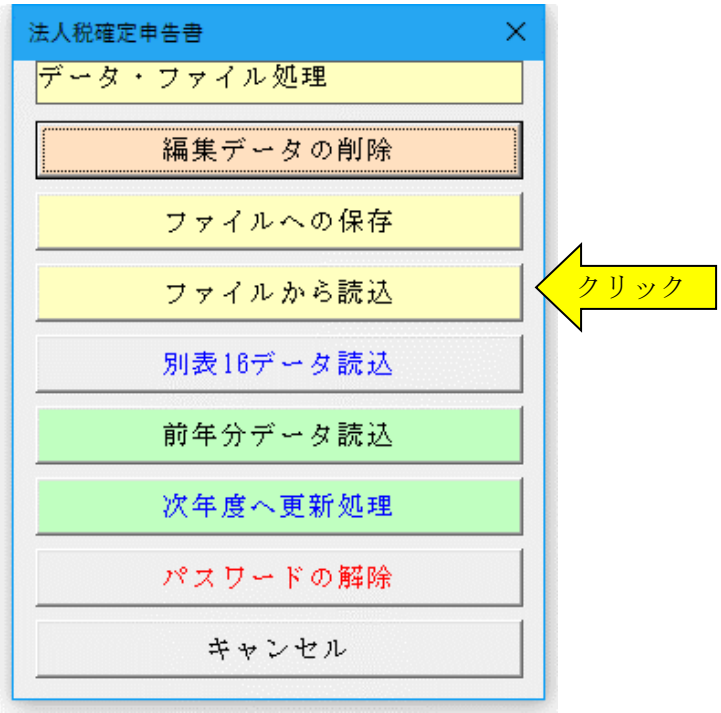

2．「ファイルを開く」から CSV ファイルを選択してファイルを開きます。
必ず最初の処理で作成した CSV ファイルを指定して「開く」をクリックしてください。
これで CSV ファイルからデータの読込が完了しました。

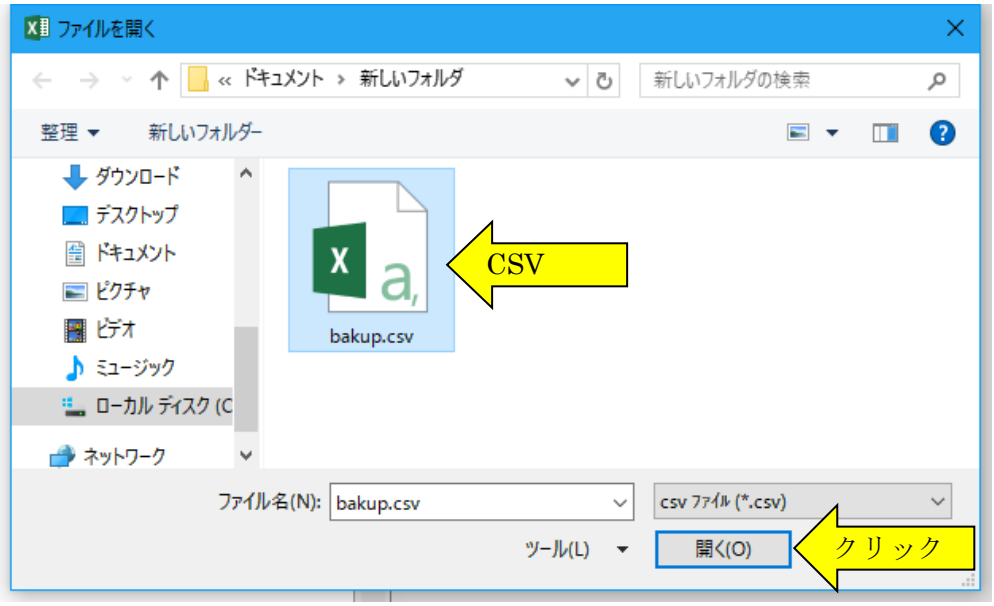

■ 「VBA 法人税確定申告書」の「前年分データの読込」について

■ 前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルとのデータ連動の手順について

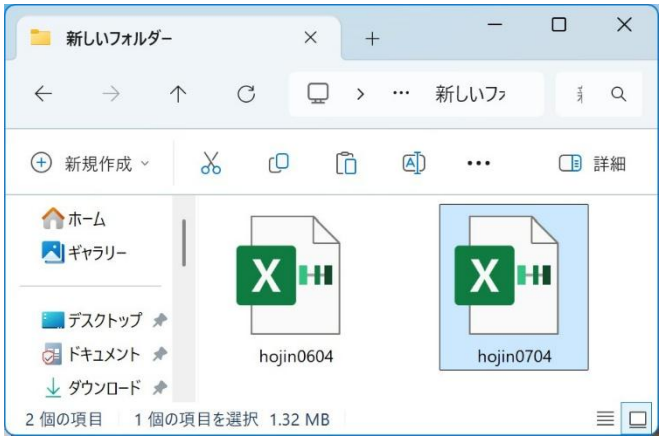

「VBA 法人税確定申告書」の前年版のファイルと本年版ファイルを連動してデータを移行します。

データの移行処理を実行するには、前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルと本年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルを同じフォルダにおいて本年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルを開いてください。

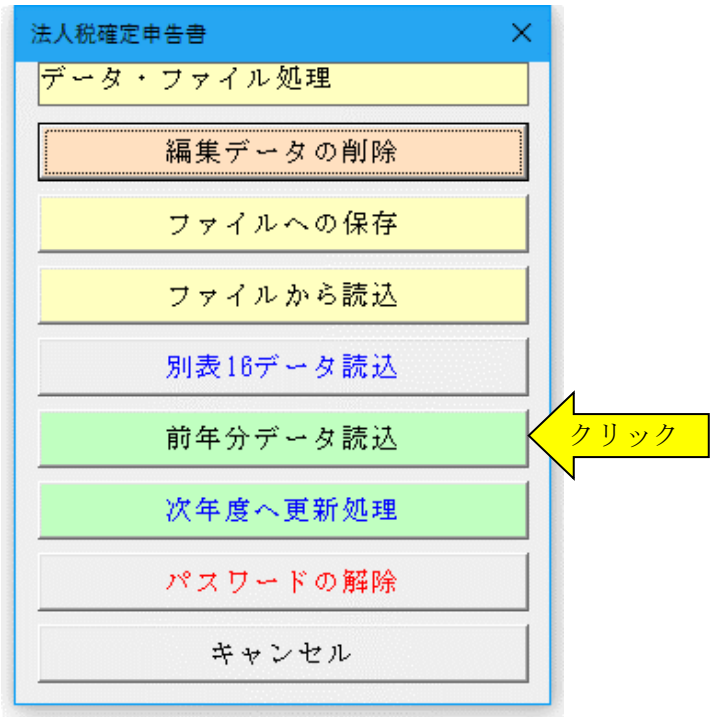

本年版の「VBA 法人税確定申告書」の「開始」メニューから「前年分データ読込」ボタンをクリックすると自動的に前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルからデータを転送します。

この処理を実行すると、前年分と本年分のデータはまったく同じ状態になっています。

≪データ移行についてのご注意≫

「VBA 法人税確定申告書」の Excel のカレントフォルダにあると、Excel は同じフォルダにあるファイルではなくてカレントフォルダのファイルからデータの移行を実行してしまいます。

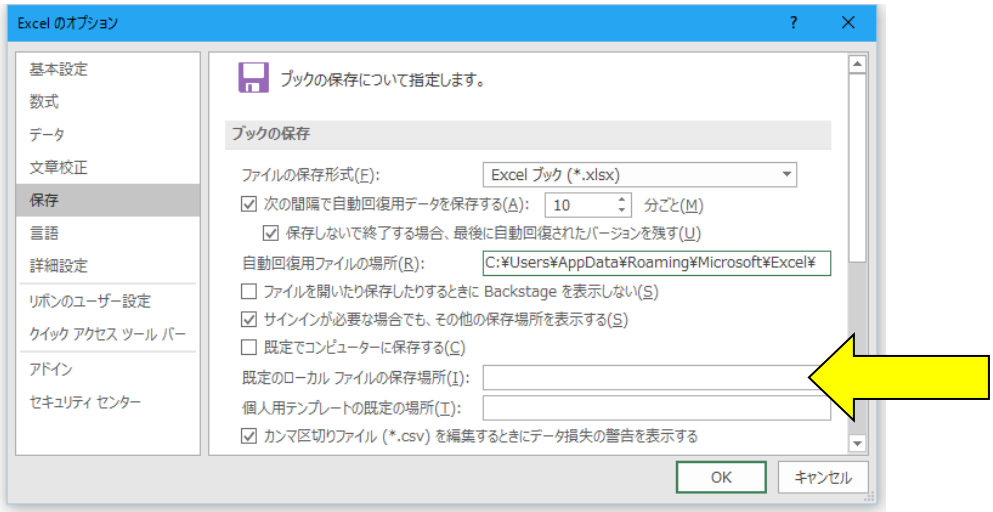

Excel のカレントフォルダは、「Excel のオプション」の「保存」の「既定のローカルファイルの保存場所」です。
このフォルダに ZIP ファイルを解凍後の空の前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルがあると、このファイルに対してデータ処理を実行しますので、データの移行が正常にできません。

Excel は最初にこのフォルダから下のファイルを検索して開きます。

■　「開始」メニューと次年度へ更新処理

「開始」メニューで前年分のファイルから本年分のファイルへデータを移行する手順について

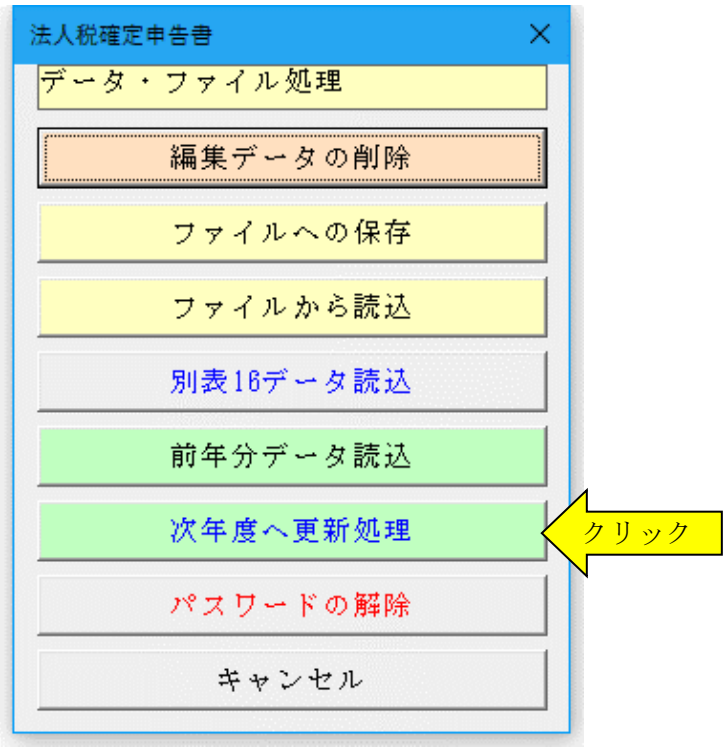

○　事業年度の更新処理を実行する

「開始」メニューの「次年度へ更新処理」で新しい年度のデータを作成します。

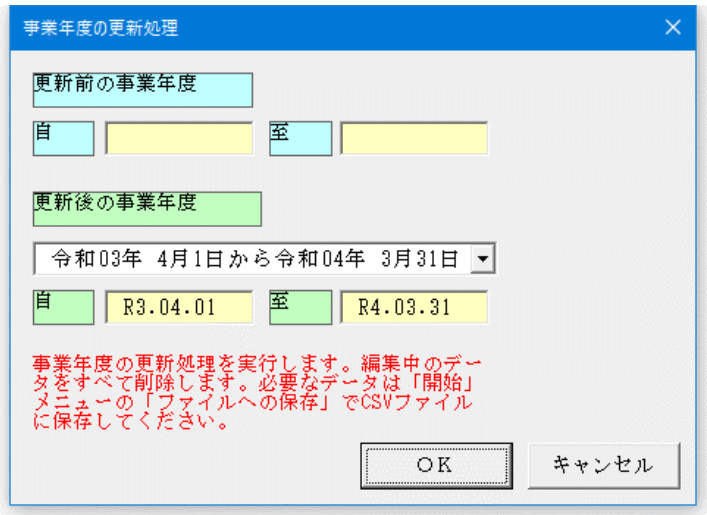

「次年度への更新処理」を実行した場合は、別表 7 の繰越損失に注意してください。

損失が発生した事業年度により繰り越すことのできるのが 9 年と 10 年の場合があります。
平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度から欠損金の繰越期間は 10 年になっています。

詳しくは国税庁ホームページを参考にしてください。
https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5762.htm

≪ご注意≫
別表 7（1）　の一番上（下から 10 年目）の損失金額は、本年度が最後になり翌年には繰り越すことのできない損失額になります。
このため別表 7（1）の入力フォームの最下行は入力できないようになっています。最下行に損失金額が入力できて 10 年間の繰越控除ができるのは令和 09 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からになります。

○　前年の「ファイルへの保存」と本年の「ファイルから読込」を利用してもデータの移行ができます。

前年のデータを「ファイルの保存」メニューで CSV ファイルに保存してから、その CSV ファイルのデータを本年分の「ファイルから読込」メニューでシステムに復元することもできます。

1）前年の「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルに書き出します。
（CSV ファイル名は自由に付けることができます。）

1）本年の「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを読込みます。
この処理を実行すると、前年と本年のデータはまったく同じ状態になっています。

3）本年の「開始」メニューの「次年度へ更新処理」で新しい年度のデータを作成します。

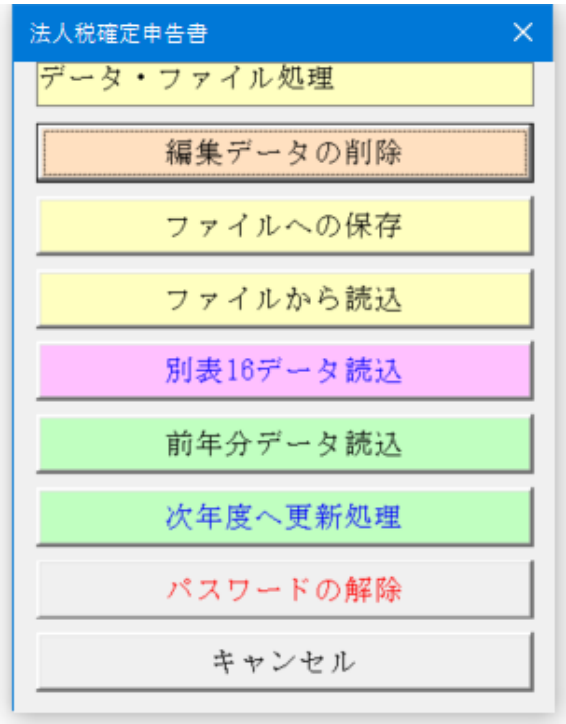

■　「編集」メニューと入力用フォーム

■　「編集」のメニュー

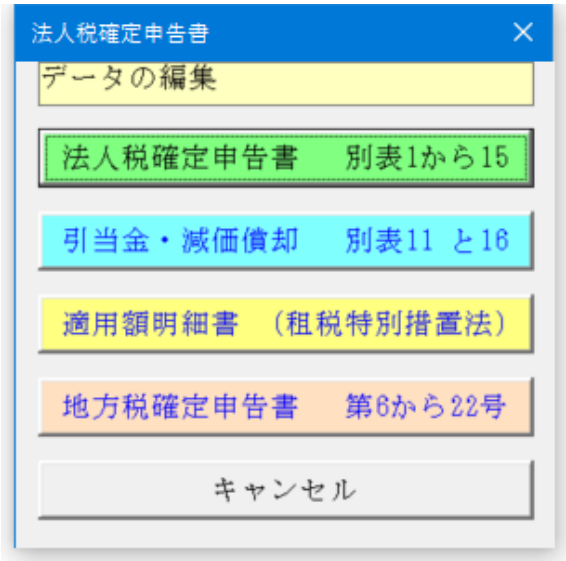

○「法人税確定申告書　別表 1 から 15」のメニュー

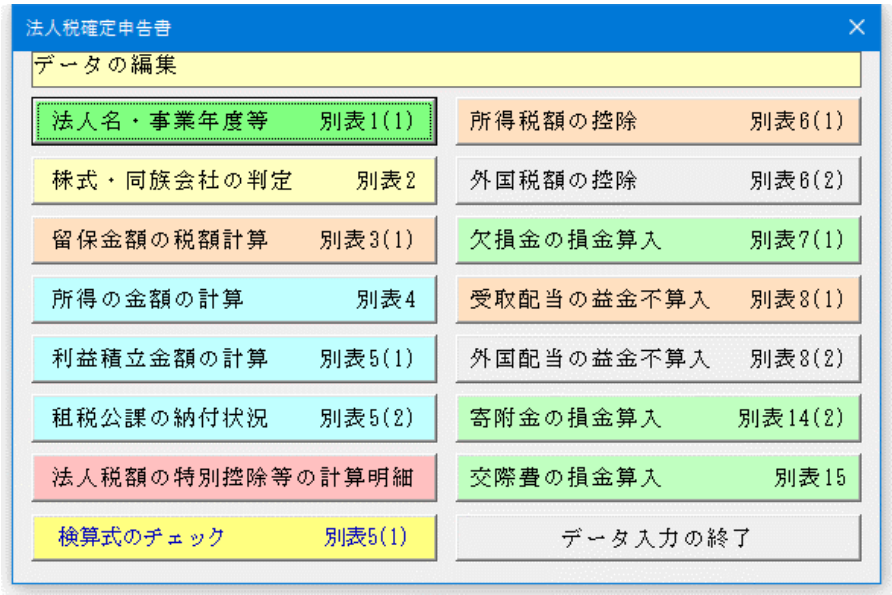

○「引当金・減価償却　別表 11 と 16」のメニュー

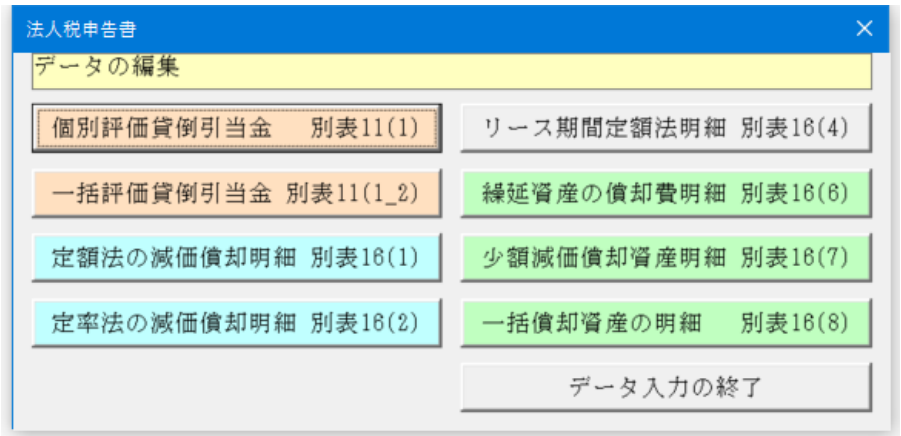

○「法人事業税・特別法人事業税、法人都道県民税・法人市区町村民税」のメニュー

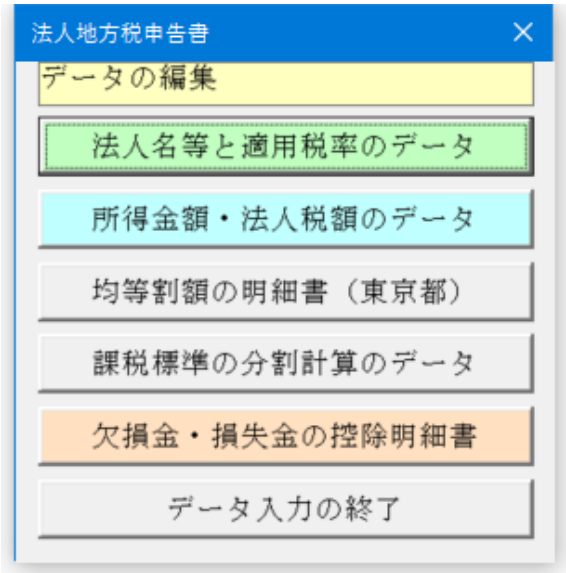

■ 別表一　各事業年度の所得に係る申告書－内国法人分

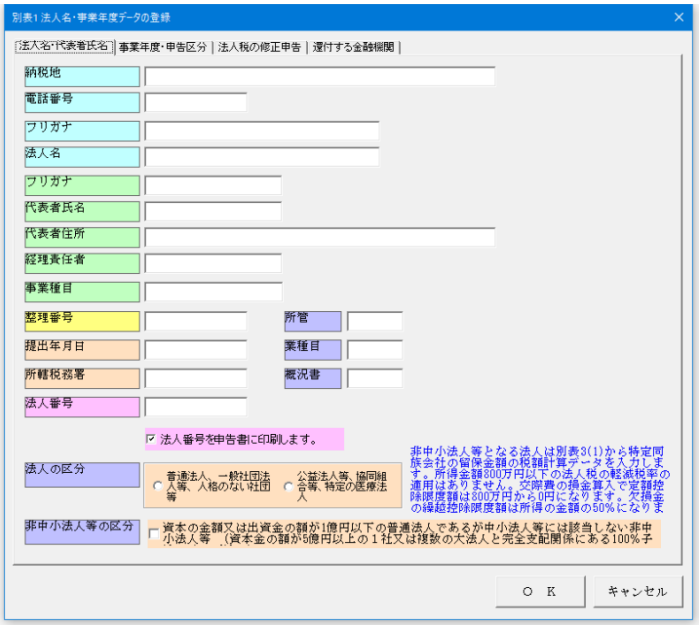

申告する会社の法人名、代表者、住所、経理責任者などの基礎情報を入力します。

「株式会社」と「有限会社」の場合は「普通法人、一般社団法人等、人格のない社団等」にチェックを付けます。

資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上の１社又は複数の法人等の 100%子法人のために「非中小法人等」に該当する法人は、「非中小法人等の区分」にチェックを付けます

平成 28 年１月１日以後に開始する事業年度より法人番号の記載が必要になりました。

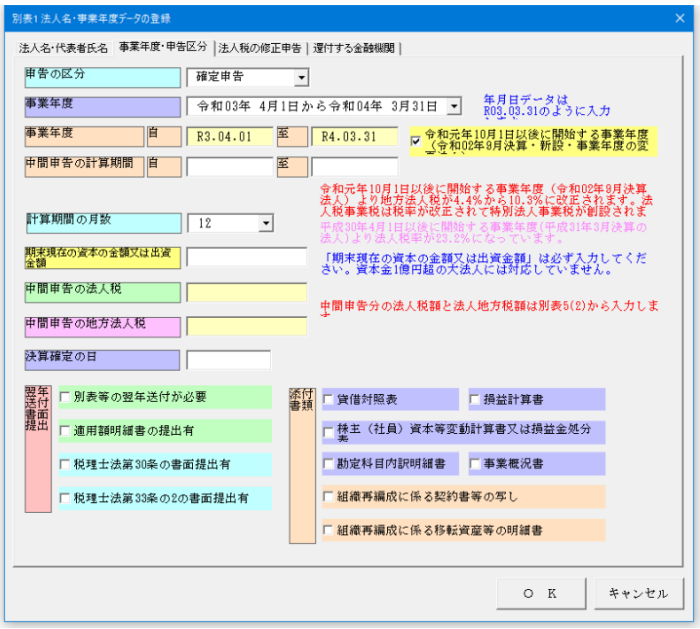

別表４で算出された課税標準である所得金額に法人税法の税率を乗じて法人税額を計算します。

① 期末資本金額１億円以下の法人（中小企業者等）
・所得金額 800 万円以下の部分 15%
・所得金額 800 万円超の部分　23.2%

② 期末資本金額１億円超の法人等
所得金額の 23.2%

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）より地方法人税の税率が 4.4%から 10.3%に改正されました。

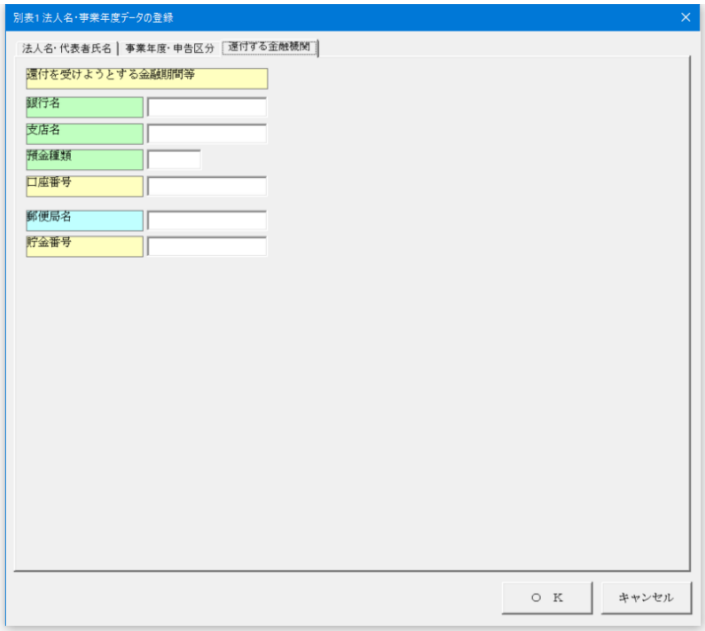

源泉徴収された所得税額や中間納付した法人税額が還付となる場合に、還付先の金融機関を入力します。

この他に
「別表１（２）　各連結事業年度の連結所得に係る申告書」と
「別表１（３）　各事業年度の所得に係る申告書－外国法人分」があります。

■　別表二　同族会社等の判定に関する明細書

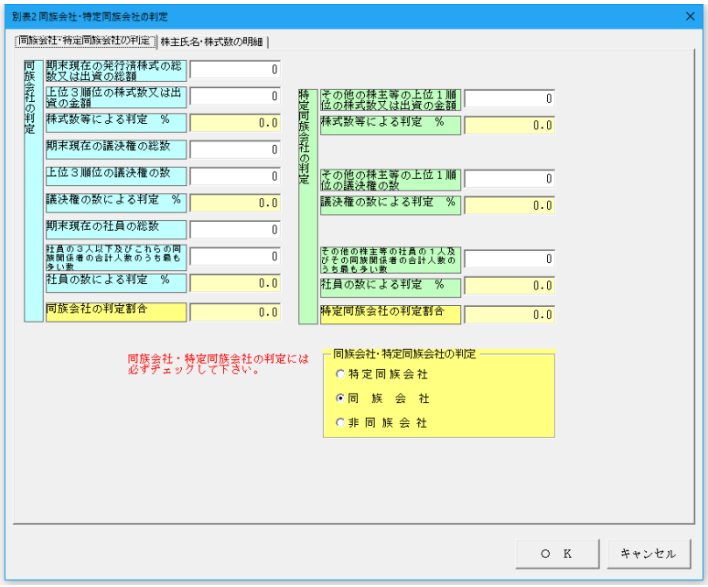

法人が「同族会社」に該当するかどうか、「特定同族会社」に該当するかどうかの判定を行う明細書です。

この明細書の判定により、「特定同族会社」に該当する場合には留保金課税などが適用されます。

資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人は、「特定同族会社」には該当しません。

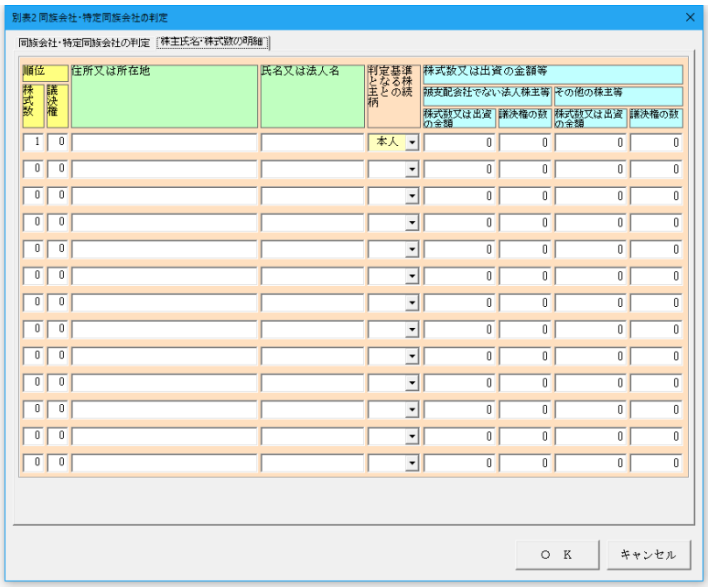

「期末現在の発行済株式数又は出資金額」は、出資金額は金額を入力しますが、発行済株式数は株式数を入力してください。

「判定基準となる株主等の株式数等の明細」は、「順位」「住所」「氏名」「続柄」などを入力します。株主の１人及び同族関係者の所有する株式数又は出資金額の合計が最も多い株主グループを３グループまで記載します。自己株式の場合はその判定に含まれません。

「特定同族会社」とはその会社の発行済株式数等の50％超を１株主グループ以下の株主が所有する法人です。

■　別表四　所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）

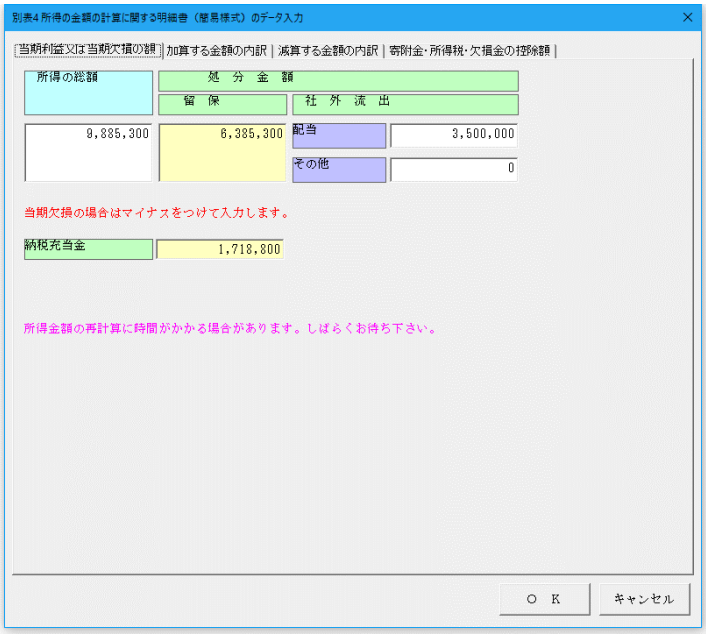

この明細書は、損益計算書に掲げた当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を基として、申告調整により税務計算上の所得金額もしくは欠損金額又は留保金額を計算するために使用します。

最初に「当期利益又は当期欠損の額」欄に、損益計算書上の当期利益（または損失）金額を入力します。
当期利益金額の処分内容を、「配当」「その他」に区分して入力します。

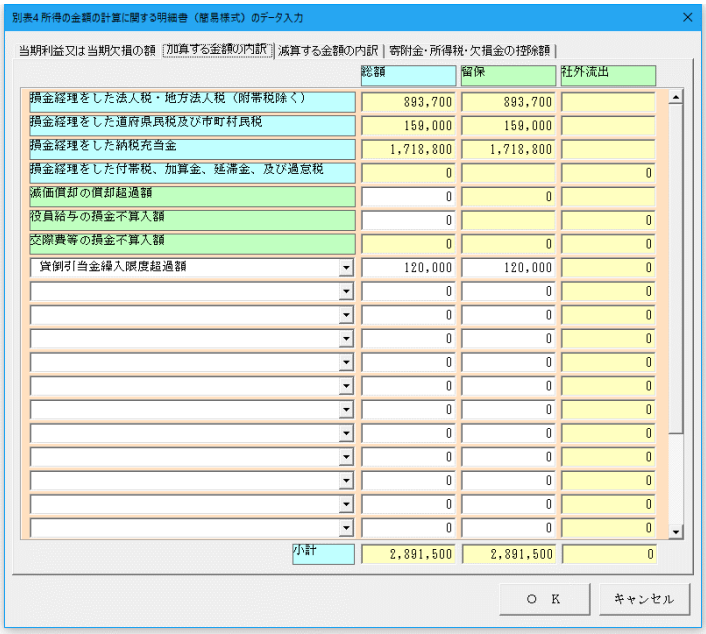

別表四　加算する金額の入力

「加算」と「減算」の入力欄では、当期利益に対する調整金額を「留保」と「社外流出」に分けて入力します。

法人税、地方税や事業税は「納税充当金」として所得金額から差し引いてから計算します。

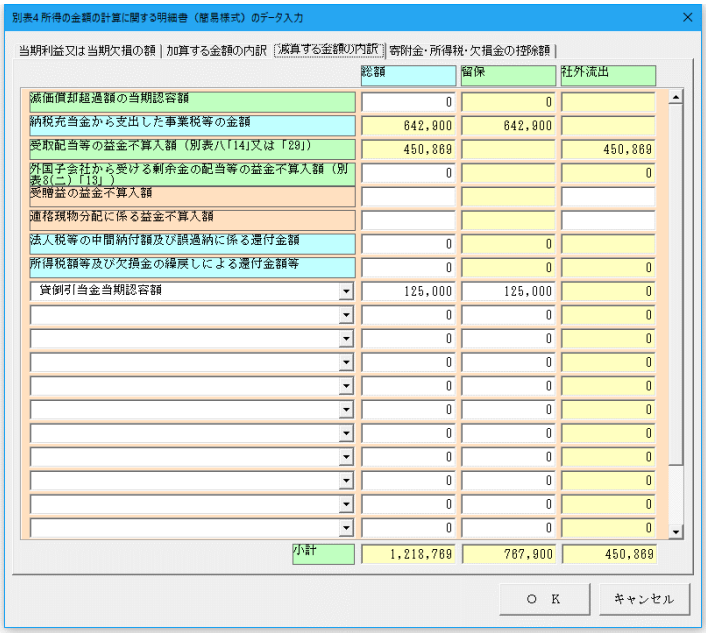

別表四　減算する金額を入力します。

■　別表五（一）　利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

会計上の利益剰余金をもとに、法人税法の調整を行って利益積立金額が算出されます。

前事業年度の申告資料から「期首現在利益積立金額」を入力します。

最初に前事業年度の「差引翌期首現在利益積立金額」の金額をそのまま入力します。

「当期中の増減」を入力すると「差引翌期首現在利益積立金額」が計算されます。

■　別表五（二）　租税公課の納付状況等に関する明細書

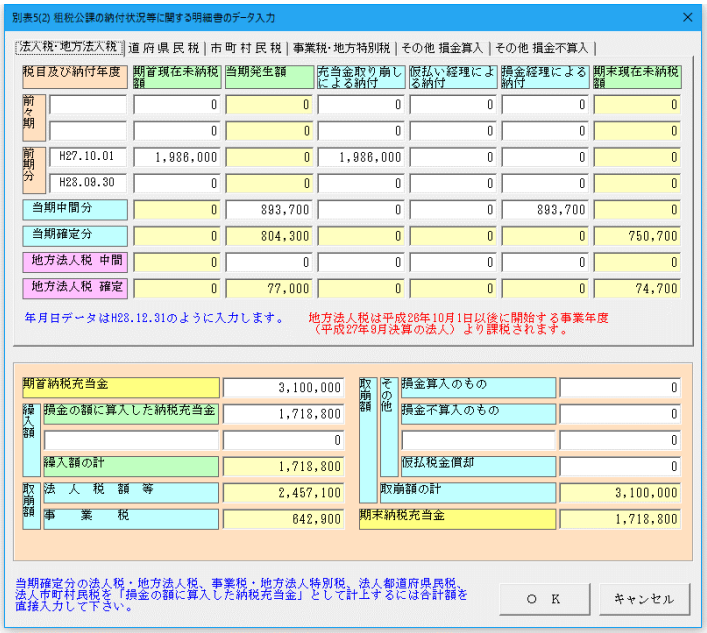

この明細書は、利益積立金額の計算上控除する法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

法人税・住民税・事業税等の納付状況を事業年度ごとに入力します。

地方法人税は平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（平成 27 年 9 月 30 日決算法人）より課税されます。

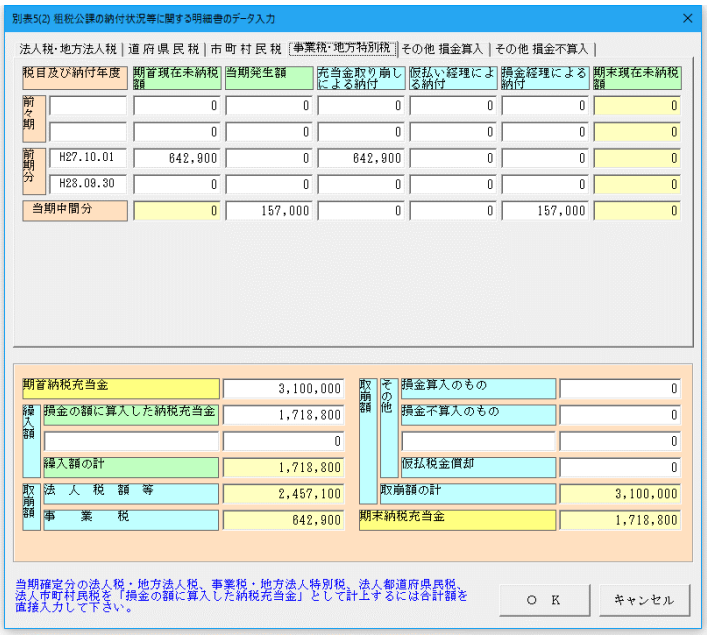

納付に関する経理処理は「充当金取崩しによるもの」「仮払経理によるもの」「損金経理によるもの」があり該当欄に入力します。

納税充当金により繰入・取崩しの場合には「納税充当金の計算」欄に入力します。

■　別表六（一）所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書

法人が支払いを受ける利子や配当等につき源泉徴収された所得税額を当期の法人税から控除する場合に使用します。

平成 28 年 1 月から「利益の配当及び剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」の控除額の計算方法には「個別法」と「銘柄別簡便法」があり有利な方法を選択することができます。

「個別法による場合」は利子配当等の種類、銘柄、元本の所有期間の異なるごとに区分して個別に計算します。「銘柄別簡便法による場合」は　区分ごとに属する元本の全てに簡便法を適用し計算します。

■　別表七（一）欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書

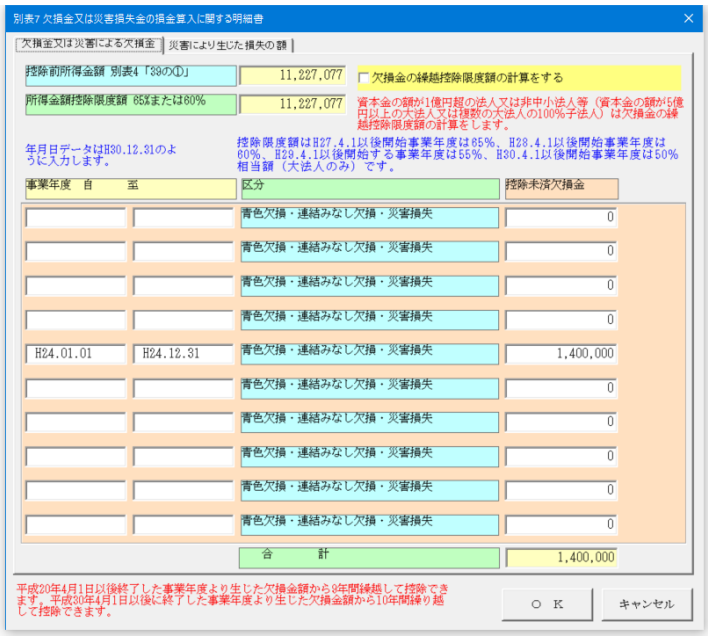

法人が青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額のうち、所得金額が生じた事業年度においてその欠損金額を控除します。欠損金額の繰越控除を受ける場合には、申告する事業年度以前の欠損金額を入力します。
「事業年度」に欠損金の生じた事業年度を「控除未済欠損金」にその事業年度の欠損金額を入力します。

控除する要件
・欠損金額が生じた事業年度が青色申告で、その後連続して確定申告書の提出を行っていること
・その事業年度開始の日前 9 年以内に開始した事業年度の欠損金額であること（平成 30 年 4 月 1 日以後終了した事業年度に生じた欠損金額については 10 年）
・控除金額は古い事業年度のものから控除し当期の所得金額が限度となる。

■　別表八（一）受取配当の益金不算入に関する明細書

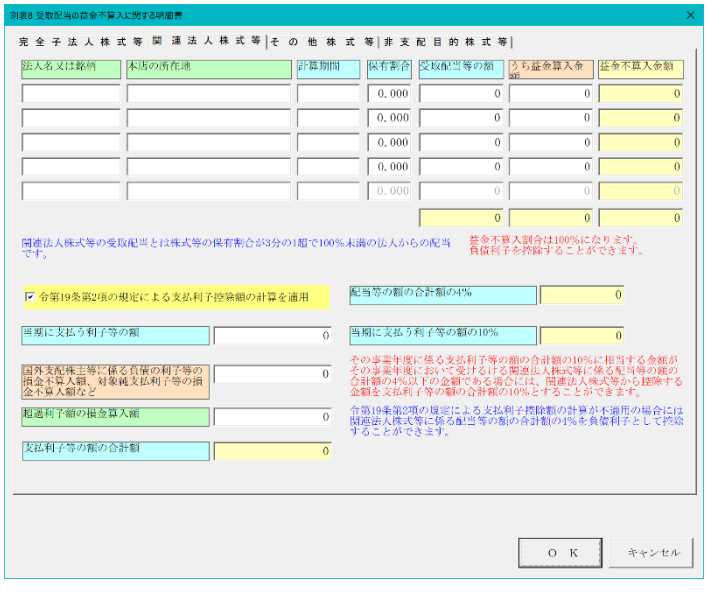

法人が内国法人から受けた配当等について、税額の調整計算をします。
受取配当等の益金不算入に対応する配当等を、「完全子法人株式等」「関連法人株式等」「その他の株式等」「非支配目的株式等」に区分して入力します。
関連法人配当等の金額から控除される支払利子等のデータを入力します。

■　別表十四（二）寄付金の損金算入に関する明細書

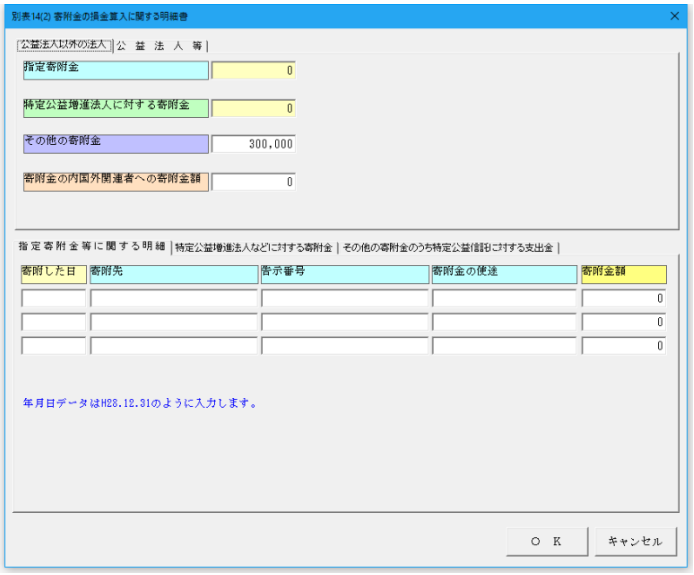

■　別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書

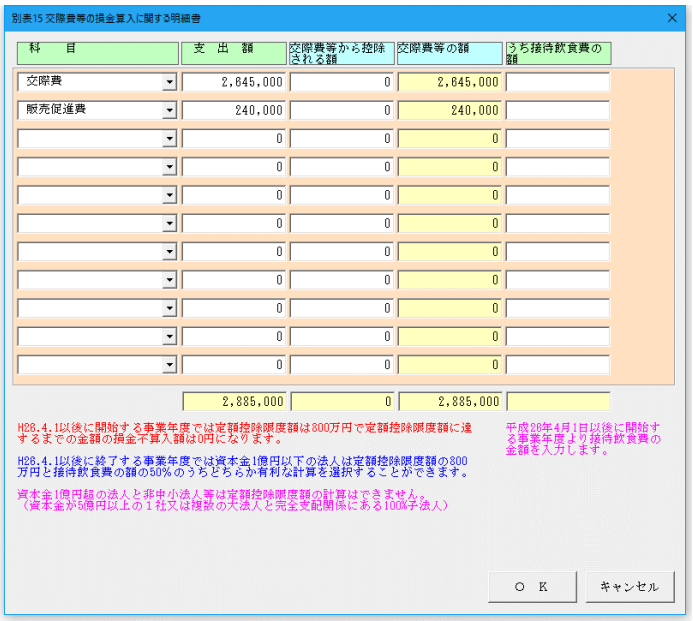

交際費等の額は、原則として法人税法上損金の額に算入されないため、交際費等の調整が必要となります。
「支出交際費等の額の明細」に法人税法で規定されている交際費等を入力します。
他の勘定科目でも税法上交際費に該当する場合には、その科目名と金額を入力します。

①　期末資本金額が１億円以下の法人の場合
　定額控除限度額が年 800 万円に拡大される定額控除限度額に達するまでの金額の損金不算入額が 0 円とされました。

②　期末資本金額が１億円を超える法人の場合
　　支出した交際費等の額＝交際費等の損金不算入額

■　交際費の計算

　交際費等とは、交際費・接待費・機密費その他の費用で、法人がその得意先・仕入先その他事業に関係のある者等に対して 接待・供応・慰安・贈答（お中元・お歳暮）その他これらに類するもののために支出するものをいいます。交際費と区分されていない経費に福利厚生費・広告宣伝費・会議費・売上割戻・寄附金などがあります。

交際費等の範囲

飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等 のために支出するものを除く。）であって、その飲食等のために要する費用として支出する金額をその飲食等に 参加した者の数で除して計算した金額が 5,000 円以下となる費用が交際費等から除かれます。

この規定の適用受けるためには、次の事項を記載した書類の保存が必要です。
・飲食のあった年月日
・参加した得意先等事業に関係ある者の氏名又は名称及びその関係
・飲食に参加した者の数
・その費用の金額、飲食店などの名称及び所在地
・その他参考となる事項

■　別表十六（一）　旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

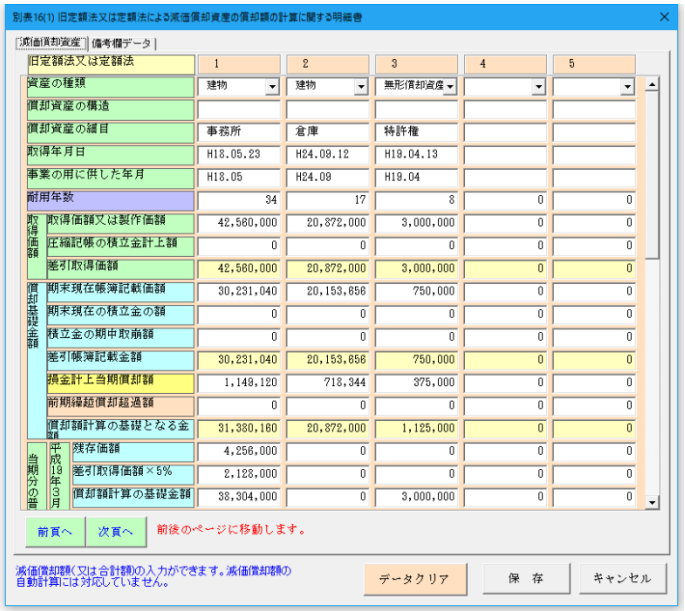

旧定額法又は定額法	1	2	3	4	5
資産の種類	建物	建物	無形償却資産		
償却資産の構造					
償却資産の細目	事務所	倉庫	特許権		
取得年月日	H18.05.23	H24.09.12	H19.04.13		
事業の用に供した年月	H18.05	H24.09	H19.04		
耐用年数	34	17	8	0	0
取得価額 取得価額又は製作価額	42,560,000	20,872,000	3,000,000	0	0
取得価額 圧縮記帳の積立金計上額	0	0	0	0	0
取得価額 差引取得価額	42,560,000	20,872,000	3,000,000	0	0
償却基礎金額 期末現在帳簿記載価額	30,231,040	20,153,856	750,000	0	0
償却基礎金額 期末現在の積立金の額	0	0	0	0	0
償却基礎金額 積立金の期中取崩額	0	0	0	0	0
償却基礎金額 差引帳簿記載金額	30,231,040	20,153,856	750,000	0	0
償却基礎金額 損金計上当期償却額	1,149,120	718,344	375,000	0	0
償却基礎金額 前期繰越償却超過額	0	0	0	0	0
償却基礎金額 償却額計算の基礎となる金額	31,380,160	20,872,000	1,125,000	0	0
当期分の償却 平成19年3月 残存価額	4,256,000	0	0	0	0
当期分の償却 平成19年3月 差引取得価額×5%	2,128,000	0	0	0	0
当期分の償却 平成19年3月 償却額計算の基礎金額	38,304,000	0	3,000,000	0	0

この明細書は、減価償却資産について旧定額法又は定額法により償却額を計算する場合に使用します。

この明細書は、種類等及び耐用年数の異なるごとに別行（当期の中途で事業の用に供したものについても別行とします。）に記載し、その種類等及び耐用年数の同じ資産については、その合計額により記載します。
特別償却の適用を受ける資産は、他の資産と区分して別行に記載します。

■　別表十六（二）　旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

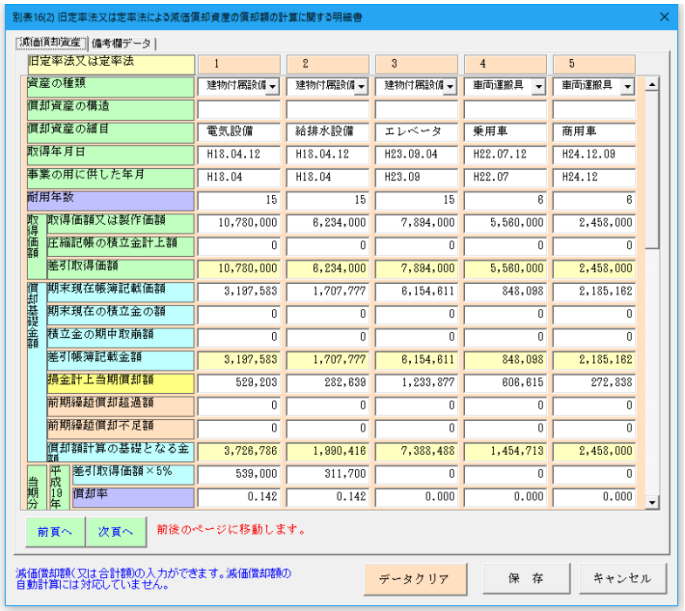

旧定率法又は定率法	1	2	3	4	5
資産の種類	建物付属設備	建物付属設備	建物付属設備	車両運搬具	車両運搬具
償却資産の構造					
償却資産の細目	電気設備	給排水設備	エレベータ	乗用車	商用車
取得年月日	H18.04.12	H18.04.12	H23.09.04	H22.07.12	H24.12.09
事業の用に供した年月	H18.04	H18.04	H23.09	H22.07	H24.12
耐用年数	15	15	15	6	6
取得価額 取得価額又は製作価額	10,780,000	6,234,000	7,894,000	5,560,000	2,458,000
取得価額 圧縮記帳の積立金計上額	0	0	0	0	0
取得価額 差引取得価額	10,780,000	6,234,000	7,894,000	5,560,000	2,458,000
償却基礎金額 期末現在帳簿記載価額	3,197,583	1,707,777	6,154,611	848,098	2,185,162
償却基礎金額 期末現在の積立金の額	0	0	0	0	0
償却基礎金額 積立金の期中取崩額	0	0	0	0	0
償却基礎金額 差引帳簿記載金額	3,197,583	1,707,777	6,154,611	848,098	2,185,162
償却基礎金額 損金計上当期償却額	529,203	282,639	1,233,877	606,615	272,838
償却基礎金額 前期繰越償却超過額	0	0	0	0	0
償却基礎金額 前期繰越償却不足額	0	0	0	0	0
償却基礎金額 償却額計算の基礎となる金額	3,726,786	1,990,416	7,388,488	1,454,713	2,458,000
当期分 平成19年 差引取得価額×5%	539,000	311,700	0	0	0
当期分 平成19年 償却率	0.142	0.142	0.000	0.000	0.000

この明細書は、減価償却資産について旧定率法又は定率法により償却額を計算する場合に使用します。

この明細書は、種類等及び耐用年数の異なるごとに別行（当期の中途で事業の用に供したものについても別行とします。）に記載し、その種類等及び耐用年数の同じ資産については、その合計額により記載します。
特別償却の適用を受ける資産は、他の資産と区分して別行に記載します。

■　別表十六（七）　少額減価償却資産の取得価額の損金参入の特例に関する明細書

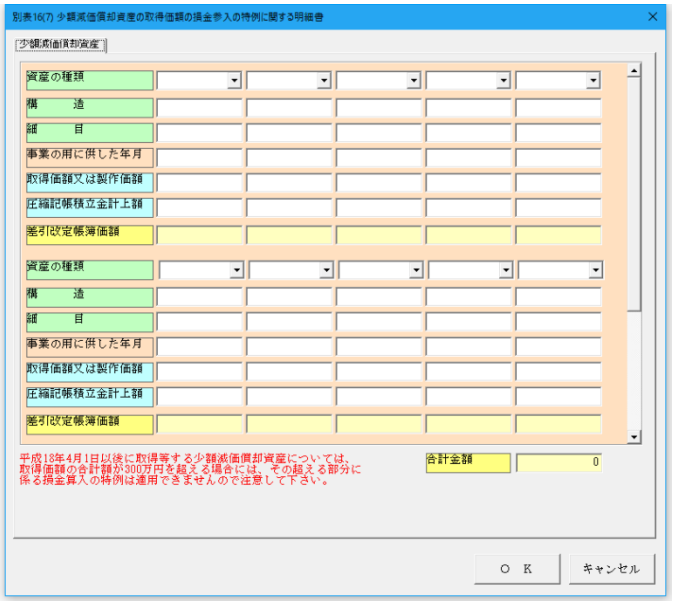

▼　少額減価償却資産

青色申告書を提出する中小企業者に該当する法人が事業の用に供した 30 万円未満の少額減価償却資産については、その取得価額の金額を損金経理したときは、その金額をその事業の用に供した事業年度の損金の額に算入できます。
事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円まで限度額となります。

中小企業者とは資本金又は出資金の額が 1 億円以下の法人ですが、その株式又は出資の総額の一定以上の割合を大規模法人に所有されている法人は除かれます。

■　別表十六（八）一括償却資産の損金参入に関する明細書

▼　一括償却資産

取得価額 10 万円以上 20 万円未満の資産です。
個々の資産ごとに通常の償却計算を行うか、一括償却を行うかは任意です。
期の中途で取得・事業供用を行っても月割り計算は行いません 。
3 年間で償却して残存価額 0 円です。除却等をしても処理は行いません。

■　適用額明細書と入力用フォーム

■　適用額明細書

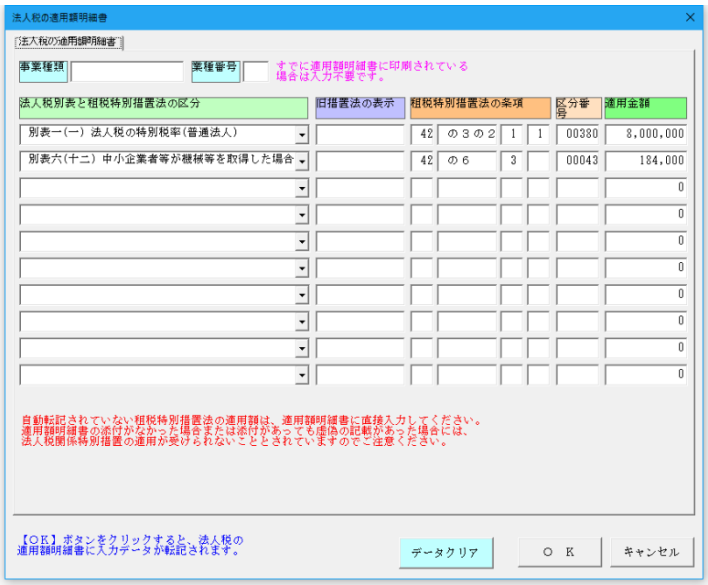

「適用額明細書」は、法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載して法人税申告書に添付します。

「法人税関係特別措置」は、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額または所得の金額を減少させる規定等をいいます。

「適用額明細書」の添付がなかった場合または添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

■　「法人地方税申告書」メニューと入力用フォーム

○　「法人地方税申告書」のメニュー

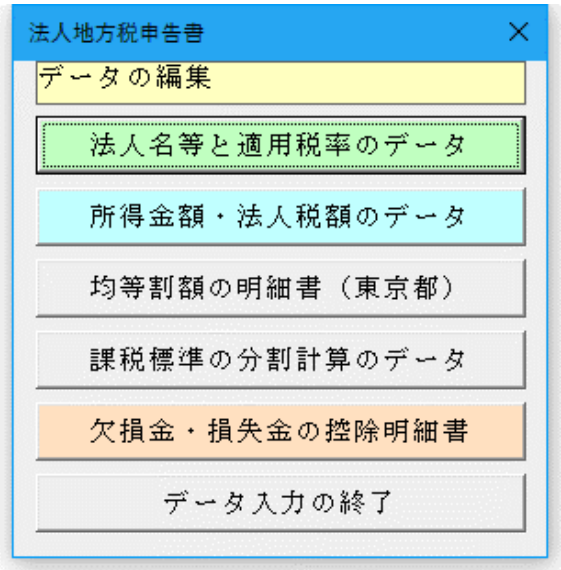

■　法人県民税・事業税・法人市民税データの入力

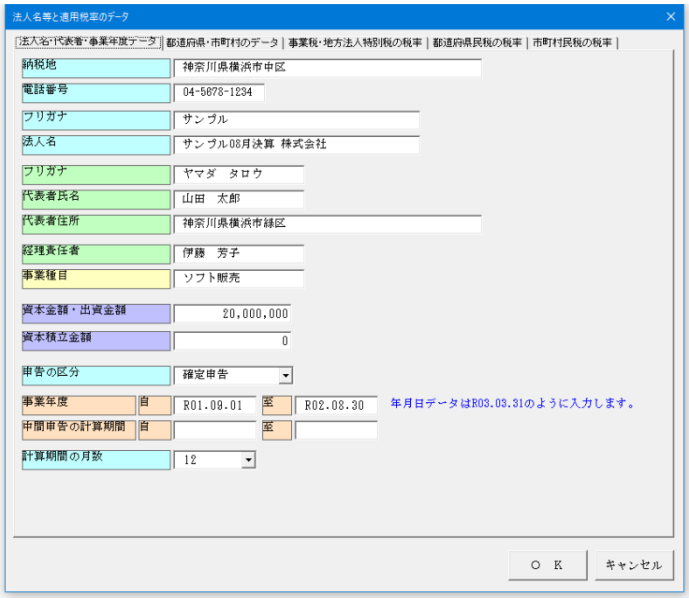

「地方税・事業税の確定申告」の申告書と明細書を作成します。

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）から法人事業税の税率、地方法人特別税の廃止から特別法人事業税の創設、法人都道府県民税の税率、法人市町村民の税率が改正されます。

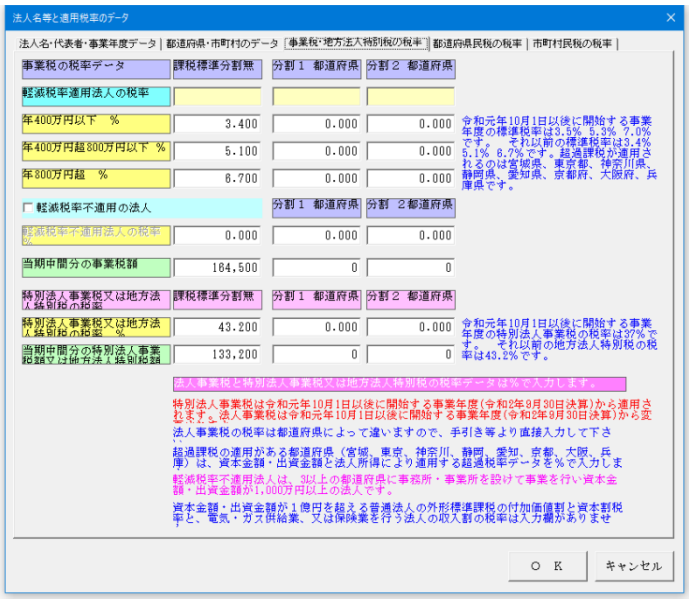

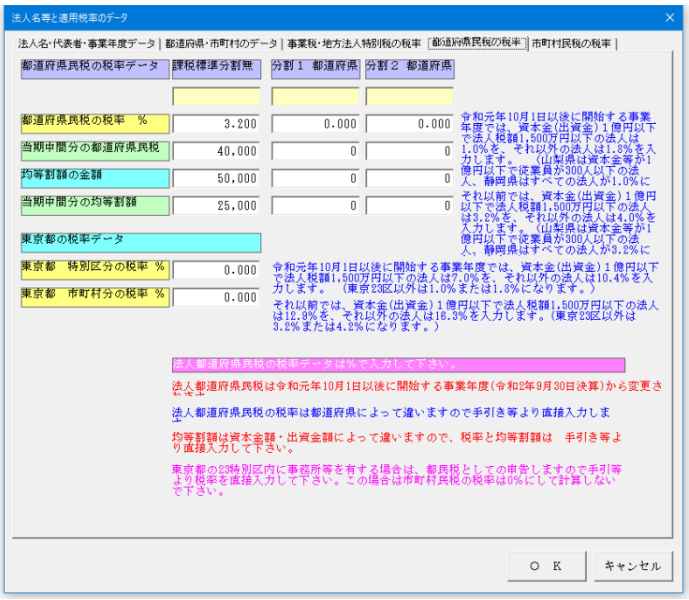

■　法人税地方税の所得金額と法人税額データの入力

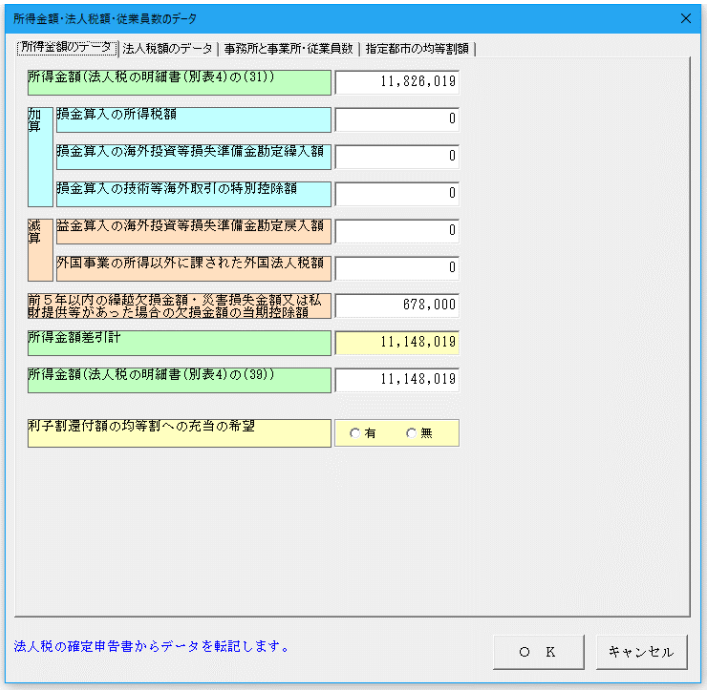

■　法人地方税の計算

★　第 6 号様式　都道府県民税・事業税・特別法人事業税の中間・確定申告書
所在地が東京特別区の法人は住民税・事業税の申告書は「第 6 号様式」を使用します。

★　第 6 号様式別表 4 の 3　均等割額の計算に関する明細書（東京都）
東京特別区（23 区）に事務所、事業所等を有する法人が申告書を提出する場合に使用します。

★　第 6 号様式別表 9　欠損金額等及び災害損失金の控除明細書
過去 9 年以内に繰越控除を受けることができる欠損金額がある場合に使用します。
「控除未済欠損金」は過去１０年以内に繰越控除を受けなかった欠損金額です。（前期の翌期繰越額）
「当期控除額」は当期の所得金額の範囲内で控除できる金額です。

★　第 10 号様式 課税標準の分割に関する明細書（都道府県民税・事業税）
都道府県民税・事業税・特別法人事業税の分割法人の場合に使用します。課税標準額の無い法人も必要です。

★　第 20 号様式　市町村民税の中間・確定申告書
所在地が東京特別区以外の法人（東京都下、道府県）の市町村民税は「第 20 号様式」を使用します。
市町村民税の分割法人の場合に使用します。課税標準額の無い法人も必要です。

■　「表示」メニューと表示と印刷用ワークシート

■「法人税申告書」の表示と印刷用メニュー　法人税申告書の別表１から別表 16 と適用額明細書

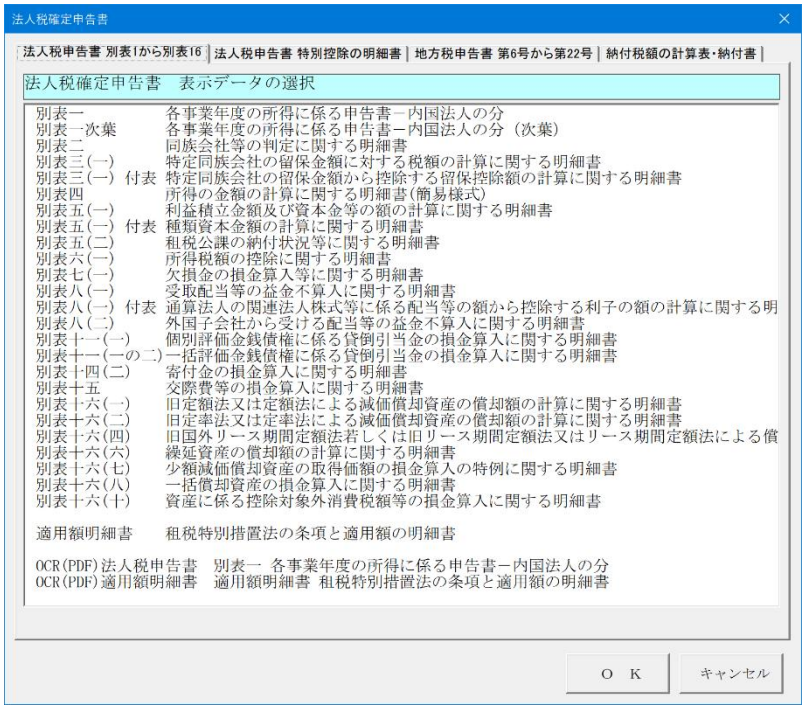

○別表一　各事業年度の所得に係る申告書　内国法人分

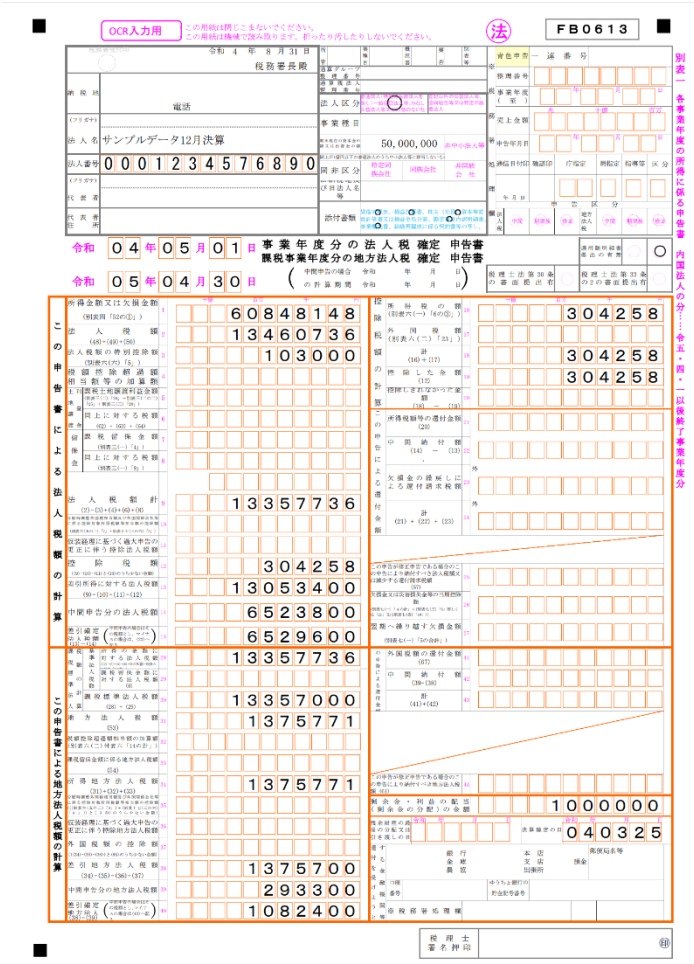

○別表一・次葉

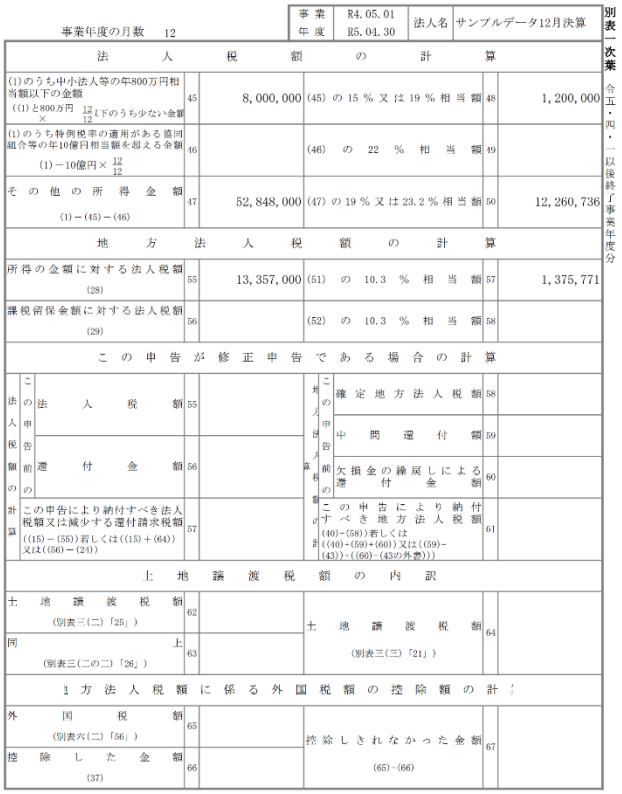

○別表二　同族会社等の判定に関する明細書

同族会社等の判定に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	H28.10.01 H29.09.30	法人名	サンプル９月決算 株式会社

区分		No	金額等	区分		No	金額等
同族会社の判定	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	内	特定同族会社の判定	(21)の上位1順位の株式数又は出資の金額	11	
	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2			株式数等による判定 (11)/(1)	12	%
	株式数等による判定 (2)/(1)	3	%		(22)の上位1順位の議決権の数	13	
	期末現在の議決権の総数	4	内		議決権の数による判定 (13)/(4)	14	%
	(20)と(22)の上位3順位の議決権の数	5			(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数	15	
	議決権の数による判定 (5)/(4)	6	%		社員の数による判定 (15)/(7)	16	%
	期末現在の社員の総数	7			特定同族会社の判定割合 ((12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合)	17	
	社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数	8		判定結果		18	特定同族会社 ○同族会社 非同族会社
	社員の数による判定 (8)/(7)	9	%				
	同族会社の判定割合 ((3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合)	10					

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位 株式数等	順位 議決権数	判定基準となる株主(社員)及び同族関係者 住所又は所在地	氏名又は法人名	判定基準となる株主等との続柄	被支配会社でない法人株主等 株式数又は出資の金額 19	被支配会社でない法人株主等 議決権の数 20	その他の株主等 株式数又は出資の金額 21	その他の株主等 議決権の数 22
1				本人				

別表二　平二十九・四・一以後終了事業年度分又は連結事業年度分

法 0301-0200

○別表四　所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事業年度	R4.04.01 R5.03.31	法人名	サンプルデータ12月決算

御注意
1 沖縄の認定法人の課税の特例にあたっては、別様式による別表四を御使用ください。
2 「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになりますから留意してください。

区分	No	総額 ① 円	処分 留保 ② 円	処分 社外流出 ③	円
当期利益又は当期欠損の額	1	41,180,087	40,180,087	配当	1,000,000
				その他	
加算 損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2	6,817,100	6,817,100		
加算 損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	994,300	994,300		
加算 損金経理をした納税充当金	4	11,201,600	11,201,600		
加算 損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5	81,000		その他	81,000
加算 減価償却の償却超過額	6				
加算 役員給与の損金不算入額	7	1,300,000		その他	1,300,000
加算 交際費等の損金不算入額	8	845,720		その他	845,720
加算 通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)	9				
加算 賞与引当金繰入否認額	10	4,000,000	4,000,000		
加算 退職給与引当金繰入否認額		970,000	970,000		
加算					
加算					
加算					
加算 小計	11	26,209,720	23,983,000		2,226,720
減算 減価償却超過額の当期認容額	12				
減算 納税充当金から支出した事業税等の金額	13	2,099,600	2,099,600		
減算 受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)	14	777,000		※	777,000
減算 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15			※	
減算 受贈益の益金不算入額	16			※	
減算 適格現物分配に係る益金不算入額	17			※	
減算 法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
減算 所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※	
減算 通算法人に係る減算額(別表四付表「10」)	20				
減算 一括償却資産の償却超過額当期認容額	21	400,000	400,000		
減算 販売費計上もれ認容額		81,818	81,818		
減算 貸倒引当金当期認容額		3,500,000	3,500,000		
減算 別紙明細書の合計額		170,000	170,000		
減算 小計	22	7,028,418	6,251,418	外※	777,000
仮計 (1)+(11)−(22)	23	60,361,389	57,911,669	外※	△777,000 3,226,720
対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二の二)「27」又は「34」)	24				
超過利子額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)	25				
仮計 ((23)から(25)までの計)	26	60,361,389	57,911,669	外※	△777,000 3,226,720
寄付金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27	84,617		その他	84,617
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)	29	304,258		その他	304,258
税額控除の対象となる外国法人税の額等(別表六(二の二)の「7」)	30			その他	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五の二)「5の②」+別表十七(三の六)「1」)	31			その他	
合計 (26)+(27)+(29)+(30)+(31)	34	60,750,264	57,911,669	外※	△777,000 3,615,595
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37			※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			※	
差引計 (34)+(37)+(38)	39	60,750,264	57,911,669	外※	△777,000 3,615,595
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	40			※	
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額(別表七(三)「5」又は「10」)	41			※	
差引計 (39)+(40)±(41)	43	60,750,264	57,911,669	外※	△777,000 3,615,595
欠損金又は災害損失金等の当期控除額	44			※	
総計 (43)+(44)	45	60,750,264	57,911,669	外※	△777,000 3,615,595
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	51				
所得金額又は欠損金額	52	60,750,264	57,911,669	外※	△777,000 3,615,595

別表四(簡易様式)　令四・四・一以後終了事業年度分

(簡)

○別表五（一）利益積立金額及び資本金等の額の計算関する明細書

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	R4.04.01 R5.03.31	法人名	サンプルデータ12月決算

御注意
この表は、通常の場合には次の算式により検算ができます。
期首現在利益積立金合計「31」① ＋ 別表四留保所得金額又は欠損金額「47」 − 中間分・確定分法人税県市民税の合計額 ＝ 差引き翌期首現在利益積立金合計「31」④

I　利益積立金額の計算に関する明細書

区分		No	期首現在利益積立金額 ① 円	当期の増減 減 ② 円	当期の増減 増 ③ 円	差引翌期首現在利益積立金額 ①−②+③ ④ 円
利益準備金		1	12,000,000			12,000,000
別途積立金		2	50,000,000			50,000,000
退職給与引当金		3	13,000,000	170,000	970,000	13,800,000
賞与引当金		4	3,500,000	3,500,000	4,000,000	4,000,000
一括償却資産		5	800,000	400,000		400,000
未収金		6	250,000			250,000
仮払金		7	△ 100,000			△ 100,000
売上原価		8			△ 81,818	△ 81,818
		9				
		10				
		11				
		12				
		13				
		14				
		15				
		16				
		17				
		18				
		19				
		20				
		21				
		22				
		23				
		24				
繰越損益金(損は赤)		25	105,300,000	105,300,000	145,480,087	145,480,087
納税充当金		26	9,893,100	9,893,100	11,201,600	11,201,600
未納法人税等(退職年金等積立金に対するものを除く。)	未納法人税及び未納地方法人税(付帯税を除く。)	27	△ 6,739,000	△ 13,556,100	中間 △ 6,817,100 確定 △ 7,700,700	△ 7,700,700
	未払通算節税効果額(付帯税の額に係る部分の金額を除く。)	28			中間 確定	
	未納道府県民税(均等割額を含む。)	29	△ 309,800	△ 437,300	中間 △ 127,500 確定 △ 132,100	△ 132,100
	未納市町村民税(均等割額を含む。)	30	△ 744,700	△ 1,611,500	中間 △ 866,800 確定 △ 357,400	△ 357,400
差引合計額		31	186,849,600	103,658,200	145,568,269	228,759,669

II　資本金等の額の計算に関する明細書

区分	No	期首現在資本金等の額 ① 円	当期の増減 減 ② 円	当期の増減 増 ③ 円	差引翌期首現在資本金等の額 ①−②+③ ④ 円
資本金又は出資金	32	50,000,000			50,000,000
資本準備金	33				
	34				
	35				
差引合計額	36	50,000,000			50,000,000

別表五(一)　令四・四・一以後終了事業年度分

○別表五（二）租税公課の納付状況等に関する明細書

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	R4.04.01 R5.03.31	法人名	サンプルデータ12月決算

税目及び事業年度		No	期首現在未納税額 ① 円	当期発生税額 ② 円	当期中の納付税額 充当金取崩しによる納付 ③ 円	仮払経理による納付 ④ 円	損金経理による納付 ⑤ 円	期末現在未納税額 ①+②−③−④−⑤ ⑥ 円
法人税及び地方法人税		1						
	R02.01.01 R02.12.31	2	6,739,000		6,739,000			
	当期分 中間	3		6,523,800 293,300			6,523,800 293,300	
	当期分 確定	4		6,609,900 1,090,800				6,609,900 1,090,800
	計	5	6,739,000	14,517,800	6,739,000		6,817,100	7,700,700
道府県民税		6						
	R02.01.01 R02.12.31	7	309,800		309,800			
	当期分 中間	8		127,500			127,500	
	当期分 確定	9		69,600 62,500				69,600 62,500
	計	10	309,800	259,600	309,800		127,500	132,100
市町村民税		11						
	R02.01.01 R02.12.31	12	744,700		744,700			
	当期分 中間	13		866,800			866,800	
	当期分 確定	14		149,400 208,000				149,400 208,000
	計	15	744,700	1,224,200	744,700		866,800	357,400
事業税及び特別法人事業税		16						
	R02.01.01 R02.12.31	17		2,099,600	2,099,600			
	当期中間分	18		2,844,700			2,844,700	
	計	19		4,944,300	2,099,600		2,844,700	
その他 損金算入のもの	利子税	20						
	延滞金(延納に係るもの)	21						
	源泉所得税	22		31,650			31,650	
	固定資産税	23		700,000			700,000	
その他 損金不算入のもの	加算税及び加算金	24						
	延滞税	25						
	延滞金(延納分を除く)	26						
	過怠税	27		81,000			81,000	
	源泉所得税	28		304,258			304,258	
		29						

納税充当金の計算

区分		No	円	区分		No	円
期首納税充当金		30	9,893,100	取崩額 その他	損金算入のもの	36	
繰入額	損金経理をした納税充当金	31	11,201,600		損金不算入のもの	37	
		32				38	
	計 (31)+(32)	33	11,201,600		仮払税金消却	39	
取崩額	法人税額等 (5の③)+(10の③)+(15の③)	34	7,793,500		計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)	40	9,893,100
	事業税 (19の③)	35	2,099,600	期末納税充当金 (30)+(33)−(40)		41	11,201,600

通算法人の通算税効果額又は連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細

事業年度	No	期首現在未決済額 ①	当期発生額 ②	当期中の決済額 支払額 ③	当期中の決済額 受取額 ④	期末現在未決済額 ⑤
	42					
	43					
当期分	44		確定 中間			
計	45					

別表五(二)　令四・四・一以後終了事業年度分

○別表六（一）所得税額の控除の控除に関する明細書

所得税額の控除の控除に関する明細書

事業年度	H28.10.01 H29.09.30	法人名	サンプル９月決算 株式会社

別表六（一）平二十九・一・一以後終了事業年度分

区分		収入金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
		①	②	③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	1	円	円	円
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	2			
集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配	3			
割引債の償還差益	4			
その他	5			
計	6			

剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）又は集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の計算基礎期間	(18)のうち元本所有期間	所有期間割合 (19)/(18)（小数点以下3位未満切上げ）	控除を受ける所得税額 (8)×(11)
		7	8	9	10	11	12

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	利子配当等の計算期末の所有元本数等	利子配当等の計算期首の所有元本数等	(24)−(25)/2又は12（マイナスの場合は0）	所有元本割合（小数点以下3位未満切上げ、1を超える場合は1）	控除を受ける所得税額 (14)×(18)
		13	14	15	16	17	18	19

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考
		年 月 日	20	21	
計					

法 0301-0601

○別表七（一）　欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書

欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書

事業年度	R4.04.01 R5.03.31	法人名	サンプルデータ12月決算

別表七（一）令四・四・一以後終了事業年度分

控除前所得金額（別表四「43の①」）	1	円	所得金額控除限度額 (1)×50又は100/100	2	円

事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額（当該事業年度の(3)と((2)−当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額）	翌期繰越額 ((3)−(4))又は別表七(三)「15」)
		3 円	4 円	5 円
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計				
当期分	欠損金額（別表四「52の①」）		欠損金の繰戻し額	
当期分	同上のうち 災害損失金			
当期分	同上のうち 青色欠損金			
合計				

災害により生じた損失の額の計算

災害の種類			災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	
災害を受けた資産の別		棚卸資産 ①	固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含む）②	計 ①＋② ③ 円
当期の欠損金額（別表四「52の①」）	6	円	円	
災害により生じた損失の額 資産の滅失等により生じた損失の額	7			
被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8			
被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	9			
計 (7)+(8)+(9)	10			
保険金又は損害賠償金等の額	11			
差引災害により生じた損失の額 (10)−(11)	12			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13			
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額（(6の③)と((13の③)−(14の③))のうち少ない金額）	15			
繰越控除の対象となる損失の額（(6の③)と((12の③)−(14の③))のうち少ない金額）	16			

○別表八（一）受取配当等の益金不算入に関する明細書

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	R4.05.01 R5.04.30	法人名	サンプルデータ12月決算

別表八（一）令五・四・一以後終了事業年度分

完全子法人株式等に係る受取配当等の額（9の計）	1	100,000	非支配目的株式等に係る受取配当等の金額（33の計）	4	140,000
関連法人株式等の受取配当等の金額（16の計）	2	125,000	受取配当等の益金不算入額 (1)+((2)−(20の計))+(3)×50%+(4)×(20%又は40%)	5	253,000
その他株式等に係る受取配当等の金額（26の計）	3				

受取配当等の額の明細

区分	項目						計
完全子法人株式等	法人名	6					計
完全子法人株式等	本店の所在地	7					
完全子法人株式等	受取配当等の額の計算期間	8					
完全子法人株式等	受取配当等の額	9	100,000				100,000
関連法人株式等	法人名	10					計
関連法人株式等	本店の所在地	11					
関連法人株式等	受取配当等の額の計算期間	12					
関連法人株式等	保有割合	13					
関連法人株式等	受取配当等の額	14	125,000				125,000
関連法人株式等	同上のうち益金に算入される金額	15					
関連法人株式等	益金不算入の対象となる金額 (14)−(15)	16	125,000				125,000
関連法人株式等	(34)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表二「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04	17					
関連法人株式等	同上以外の場合 (16)/(16)の計	18					
関連法人株式等	同上以外の場合 支払利子等の10%相当額 (((38)×0.1)又は(別表八(一)付表「14」))×(18)	19					
関連法人株式等	受取配当等の額から控除する支払利子等の額 (17)又は(19)	20					
その他株式等	法人名	21					計
その他株式等	本店の所在地	22					
その他株式等	保有割合	23					
その他株式等	受取配当等の額	24					
その他株式等	同上のうち益金に算入される金額	25					
その他株式等	益金不算入の対象となる金額 (24)−(25)	26					
非支配目的株式等	法人名又は銘柄	27					計
非支配目的株式等	本店の所在地	28					
非支配目的株式等	基準日等	29					
非支配目的株式等	保有割合	30					
非支配目的株式等	受取配当等の額	31	90,000	70,000			160,000
非支配目的株式等	同上のうち益金に算入される金額	32		20,000			20,000
非支配目的株式等	益金不算入の対象となる金額 (31)−(32)	33	90,000	50,000			140,000

支払利子等の額の明細

令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算	34	適用・〇不適用	
負債利子等の額の計算	35	超過利子額の損金算入額（別表十七(二の三)「10」）	37
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額（別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「29」のうち多い金額）又は(別表十七(二の二)「34」と別表十七の二(二)「17」のうち多い金額)	36	支払利子等の額の合計額 (35)−(36)+(37)	38

○別表十五　交際費等の損金算入に関する明細書

交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	R4.04.01 R5.03.31	法人名	サンプルデータ12月決算

別表十五 令四・四・一以後終了事業年度分

支出交際費等の額（8の計）	1	8,845,720	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	8,000,000
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計)×50/100	2	2,260,500	損金不算入額 (1)−(4)	5	845,720
中小法人等の定額控除限度額 (1)と(800万円×12/12)又は(別表十五付表「5」))のうち少ない金額)	3	8,000,000			

支出交際費等の額の明細

科目	支出額	交際費等の額から控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待飲食費の額
	6	7	8	9
交際費	円 6,000,000	円 800,000	円 5,200,000	円 3,500,000
	8,000,000	6,200,000	1,800,000	
	1,500,000	1,400,000	100,000	
	1,700,000	200,000	1,500,000	1,000,000
	1,800,000	1,600,000	200,000	
	45,720		45,720	21,000
計	19,045,720	10,200,000	8,845,720	4,521,000

○別表十六（二）　旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	H31. 01. 01 R01. 12. 31	法人名	サンプル12月決算 株式会社

項目		建物	建物	無形償却資産	合計	
資産区分 種類	1	建物	建物	無形償却資産	合　計	
構造	2					
細目	3	事務所	倉庫	特許権		
取得年月日	4	H18. 05. 23	H24. 09. 12	H19. 04. 13		
事業の用に供した年月	5	H18. 05	H24. 09	H19. 04		
耐用年数	6	34	17	8		
取得価額 取得価額又は製作価額	7	42, 560, 000	20, 872, 000	3, 000, 000	66, 432, 000	
圧縮記帳による積立金計上額	8					
差引取得価額 (7)-(8)	9	42, 560, 000	20, 872, 000	3, 000, 000	66, 432, 000	
帳簿価額 償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10	30, 231, 040	20, 153, 656	750, 000	51, 134, 696	
期末現在の積立金の額	11					
積立金の期中取崩額	12					
差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	30, 231, 040	20, 153, 656	750, 000	51, 134, 696	
損金に計上した当期償却額	14	1, 149, 120	718, 344	375, 000	2, 242, 464	
前期から繰り越した償却超過額	15					
合計 (13)+(14)+(15)	16	31, 380, 160	20, 872, 000	1, 125, 000	53, 377, 160	
当期分の普通償却限度額等 平成19年3月31日以前取得分 残存価額	17	4, 256, 000			4, 256, 000	
差引取得価額×5% (9)×5/100	18	2, 128, 000			2, 128, 000	
(16)>(18)の場合 旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)-(17)	19	38, 304, 000		3, 000, 000	41, 304, 000	
旧定額法の償却率	20	0. 030		0. 125		
算出償却額 (19)×(20)	21	1, 149, 120		375, 000	1, 524, 120	
増加償却額 (21)×割増率	22	( )	( )	( )	( )	( )
計 (21)+(22)又は(16)-(18)	23	1, 149, 120		375, 000	1, 524, 120	
(16)≦(18)の場合 算出償却額 ((18)-1円)×/60	24					
平成19年4月1日以後取得分 定額法による償却費計算の基礎となる金額 (9)	25		20, 872, 000		20, 872, 000	
定額法の償却率	26		0. 059			
算出償却額 (25)×(27)	27		718, 344		718, 344	
増加償却額 (27)×割増率	28	( )	( )	( )	( )	( )
計 (27)+(28)	29		718, 344		718, 344	
当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30	1, 149, 120	718, 344	375, 000	2, 242, 464	
当期分の償却限度額 特別償却又は割増償却による特別償却限度額 租税特別措置法適用条項	31	条 項 ( )	条 項 ( )	条 項 ( )	条 項 ( )	条 項 ( )
特別償却限度額	32					
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33					
合計 (30)+(32)+(33)	34	1, 149, 120	718, 344	375, 000	2, 242, 464	
当期償却額	35	1, 149, 120	718, 344	375, 000	2, 242, 464	
差引 償却不足額 (34)-(35)	36					
償却超過額 (35)-(34)	37					
償却超過額 前期からの繰越額	38					
当期損金認容額 償却不足によるもの	39					
積立金取崩しによるもの	40					
差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	41					
特別償却不足額 翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)-(39)又は(32)-(33)のうち少ない金額)	42					
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43					
差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44					
翌期への繰越額の内訳 ・ ・ ・	45					
当期分不足額	46					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((36)-(39)と(32)のうち少ない金額)	47					

備考

ページ　1

法 0301-1601

別表十六（一）　平三十一・四・一以後終了事業年度分又は連結事業年度分

○別表十六（二）　旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	H31. 01. 01 R01. 12. 31	法人名	サンプル12月決算 株式会社

項目		建物付属設備	建物付属設備	建物付属設備	車両運搬具	車両運搬具
資産区分 種類	1	建物付属設備	建物付属設備	建物付属設備	車両運搬具	車両運搬具
構造	2					
細目	3	電気設備	給排水設備	エレベータ	乗用車	商用車
取得年月日	4	H18. 04. 12	H18. 04. 12	H23. 09. 04	H22. 07. 12	H24. 12. 09
事業の用に供した年月	5	H18. 04	H18. 04	H23. 09	H22. 07	H24. 12
耐用年数	6	15	15	15	6	6
取得価額 取得価額又は製作価額	7	10, 780, 000	6, 234, 000	7, 894, 000	5, 560, 000	2, 458, 000
圧縮記帳による積立金計上額	8					
差引取得価額 (7)-(8)	9	10, 780, 000	6, 234, 000	7, 894, 000	5, 560, 000	2, 458, 000
償却額計算の基礎となる金額 償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10	3, 197, 583	1, 707, 777	6, 154, 611	848, 098	2, 185, 162
期末現在の積立金の額	11					
積立金の期中取崩額	12					
差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	3, 197, 583	1, 707, 777	6, 154, 611	848, 098	2, 185, 162
損金に計上した当期償却額	14	529, 203	282, 639	1, 233, 877	606, 615	272, 838
前期から繰り越した償却超過額	15					
合計 (13)+(14)+(15)	16	3, 726, 786	1, 990, 416	7, 388, 488	1, 454, 713	2, 458, 000
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17					
償却額計算の基礎となる金額 (16)-(17)	18	3, 726, 786	1, 990, 416	7, 388, 488	1, 454, 713	2, 458, 000
当期分の普通償却限度額等 平成19年3月31日以前取得分 差引取得価額×5% (9)×5/100	19	539, 000	311, 700			
(18)>(19)の場合 旧定率法の償却率	20	0. 142	0. 142			
算出償却額 (18)×(20)	21	529, 203	282, 639			
増加償却額 (21)×割増率	22	( )	( )	( )	( )	( )
計 (21)+(22)又は(16)-(19)	23	529, 203	282, 639			
(18)≦(19)の場合 算出償却額 ((19)-1円)×/60	24					
平成19年4月1日以後取得分 定率法の償却率	25			0. 167	0. 417	0. 333
調整前償却額 (18)×(25)	26			1, 233, 877	606, 615	272, 838
保証率	27			0. 03217	0. 05776	0. 09911
償却保証額 (9)×(27)	28			256, 845	436, 665	243, 612
(26)<(28)の場合 改定取得価額	29					
改定償却率	30					
改定償却額 (29)×(30)	31					
増加償却額 ((26)又は(31))×割増率	32	( )	( )	( )	( )	( )
計 ((26)又は(31))+(32)	33			1, 233, 877	606, 615	272, 838
当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)	34	529, 203	282, 639	1, 233, 877	606, 615	272, 838
当期分の償却限度額 特別償却又は割増償却による特別償却限度額 租税特別措置法適用条項	35	条 項 ( )	条 項 ( )	条 項 ( )	条 項 ( )	条 項 ( )
特別償却限度額	36					
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37					
合計 (34)+(36)+(37)	38	529, 203	282, 639	1, 233, 877	606, 615	272, 838
当期償却額	39	529, 203	282, 639	1, 233, 877	606, 615	272, 838
差引 償却不足額 (38)-(39)	40					
償却超過額 (39)-(38)	41					
償却超過額 前期からの繰越額	42					
当期損金認容額 償却不足によるもの	43					
積立金取崩しによるもの	44					
差引合計翌期への繰越額 (41)+(42)-(43)-(44)	45					
特別償却不足額 翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((40)-(43)又は(36)-(37)のうち少ない金額)	46					
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47					
差引翌期への繰越額 (46)-(47)	48					
翌期への繰越額の内訳 ・ ・ ・	49					
当期分不足額	50					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((40)-(43)と(36)のうち少ない金額)	51					

備考

ページ　1

法 0301-1602

別表十六（二）　平三十一・四・一以後終了事業年度分又は連結事業年度分

○別表十六（七）　少額減価償却資産の取得価額の損金参入の特例に関する明細書

小額減価償却資産の取得価額の損金参入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	H31. 01. 01 R01. 12. 31	法人名	サンプル12月決算 株式会社

項目						
資産区分 種類	1					
構造	2					
細目	3					
事業の用に供した年月日	4					
取得価額 取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
法人税法の圧縮記帳による積立金計上額	6					
差引改定帳簿価額 (5)-(6)	7					
資産区分 種類	1					
構造	2					
細目	3					
事業の用に供した年月日	4					
取得価額 取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
法人税法の圧縮記帳による積立金計上額	6					
差引改定帳簿価額 (5)-(6)	7					
資産区分 種類	1					
構造	2					
細目	3					
事業の用に供した年月日	4					
取得価額 取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
法人税法の圧縮記帳による積立金計上額	6					
差引改定帳簿価額 (5)-(6)	7					
当期の小額減価償却資産の取得価額の合計額 ((7)の計)	8					円

法 0301-1607

別表十六（七）　平三十一・四・一以後終了事業年度分又は連結事業年度分

○　適用額明細書

様式第一　　FB4011

平成　年　月　日　　税務署長殿

自 平成 31 年 01 月 01 日
至 令和 01 年 12 月 31 日

事業年度分の適用額明細書（当初提出分・再提出分）

納税地	神奈川県横浜市中区 電話 04-5678-1234	整理番号	00123456
(フリガナ)	サンプル	提出枚数	1 枚　うち 1 枚目
法人名	サンプル12月決算 株式会社	事業種目	事業番号
法人番号	1234567890123	※税務署整理欄 提出年月日	令和　年　月　日
期末現在の資本金額の額又は出資金の額	20000000		
所得金額又は欠損金額	9827077		

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第 42 条の3の2 第 1 項第 1 号	380	8000000
第 42 条 の12 第 1 項第　号	303	184000
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		
第　条　第　項第　号		

■「法人税申告書」の表示と印刷用メニュー　租税特別措置法による法人税の税額控除の明細書

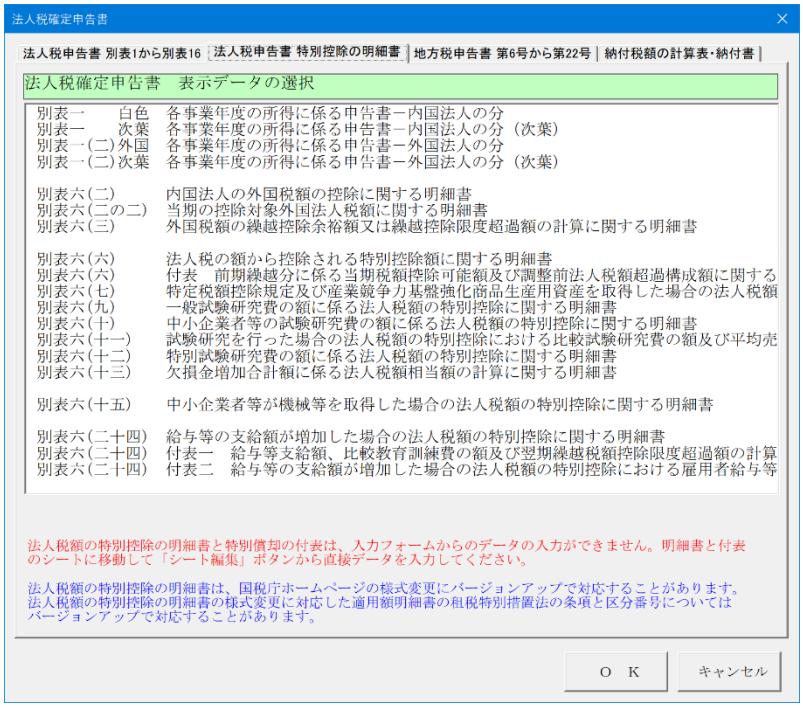

※　法人税額の特別控除の明細書はバージョンアップで対応することがあります。
※　適用額明細書は、国税庁ホームページで法人税額の特別控除の区分番号と租税特別措置法の条項が公開されてからバージョンアップで対応することがあります。

■「法人地方税申告書」の表示と印刷用メニュー　法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税・法人市町村民税

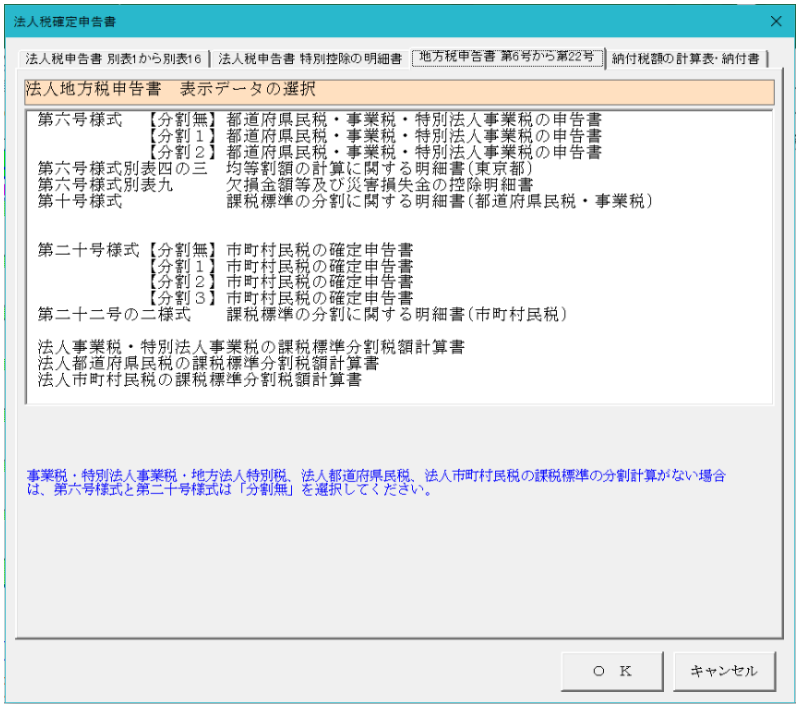

○　第六号様式 都道府県民税・事業税の申告書

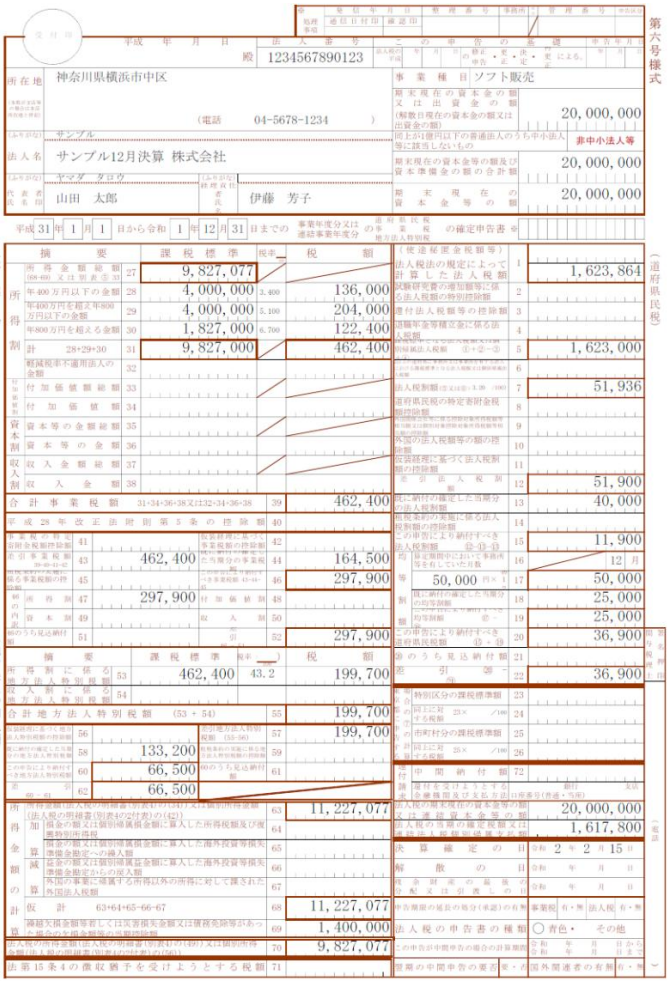

○　第六様式別表十四　基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

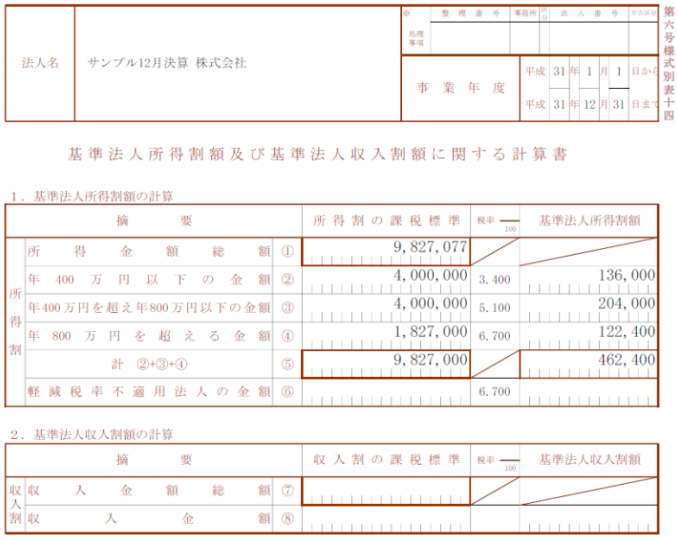

○ 第六号様式別表九 欠損金額等及び災害損失金の控除明細書

欠損金額等と災害損失金の控除明細書

事業年度又は連結事業年度	H31.01.01 R01.12.31	法人名	サンプル12月決算 株式会社	第六号様式別表九

控除前所得金額 第6号様式68－（別表10⑨又は㉑）	①	11,227,077 円	所得金額控除限度額 ①×50又は100／100	②	11,227,077 円

事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金 ③	当期控除額 ④ （当該事業年度の③と（②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）	翌期繰越額 ⑤ （（③－④）又は別表11の⑰）
から まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	
から まで	欠損金額等・災害損失金			円
から まで	欠損金額等・災害損失金			
から まで	欠損金額等・災害損失金			
H24.01.01 から H24.12.31 まで	欠損金額等・災害損失金	1,400,000	1,400,000	
から まで	欠損金額等・災害損失金			
から まで	欠損金額等・災害損失金			
から まで	欠損金額等・災害損失金			
から まで	欠損金額等・災害損失金			
から まで	欠損金額等・災害損失金			
計		1,400,000	1,400,000	
当期分	欠損金額等・災害損失金			
当期分 同上のうち	災害損失金			
当期分 同上のうち	青色欠損金			
合計				

災害により生じた損失の額の計算

災害の種類		災害のやんだ日	
当期の欠損金額 ⑥	円	差引災害により生じた損失の額（⑦－⑧） ⑨	円
災害により生じた損失の金額 ⑦		繰越控除の対象となる損失の額（⑥と⑨のうち少ない金額） ⑩	
保険金又は損害賠償金等の額 ⑧			

○ 第六二十号様式 市町村民税の確定申告書

第二十号様式

受付印	平成　年　月　日　殿	法人番号	1234567890123
所在地	神奈川県横浜市中区（電話 04-5678-1234 ）	この申告の基礎	1. 法人税の平成　年　月　日の修正申告書の提出による 2. 法人税の平成　年　月　日の更正、決定、再更正による。
（ふりがな）	サンプル	事業種目	ソフト販売
法人名	サンプル12月決算 株式会社	期末現在の資本金の額又は出資金の額	20,000,000
（ふりがな）	ヤマダ タロウ	期末現在の資本金等の額及び資本準備金の額の合計額	20,000,000
代表者氏名印	山田 太郎　経理責任者氏名 伊藤 芳子	期末現在の資本金等の額	20,000,000

平成 31 年 1 月 1 日から令和 1 年 12 月 31 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の 確定 申告書

摘要		課税標準	税率	法人税割額
（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	1,623,864		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①＋②－③＋④	⑤	1,623,000	9.70	157,431
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額	⑥			
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑧			
外国の法人税等の額の控除額	⑨			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑩			
差引法人税割額 ⑤－⑦－⑧－⑨－⑩又は⑥－⑦－⑧－⑨－⑩	⑪			157,400
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑫			129,500
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑬			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪－⑫－⑬	⑭			27,900
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑮	12月 130,000 円×12/12	⑯	130,000
均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰			65,000
均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑯－⑰	⑱			65,000
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑭＋⑱	⑲			92,900
⑲のうち見込納付額	⑳			
差引 ⑲－⑳	㉑			92,900

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等 名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	分割基準 当該法人の全従業者数	当該市町村分の従業者数
合計		㉒	㉓

区名	区コード	月数	従業者数	均等割額		
					決算確定の日	2 年 2 月 15 日
					解散の日	年 月 日
					残余財産の最後の分配又は引渡しの日	年 月 日
					この申告が中間申告の場合の計算期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
					還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号（普通・当座）
					還付請求税額	
					法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	

法人税の申告書の種類：○青色・その他　翌期の中間申告の要否：要 否　法人税の申告期限の延長の処分の有無：有 無

関与税理士署名押印（電話　　　）

■ 納付税額計算書と法人税の領収済通知書、地方法人税の領収済証

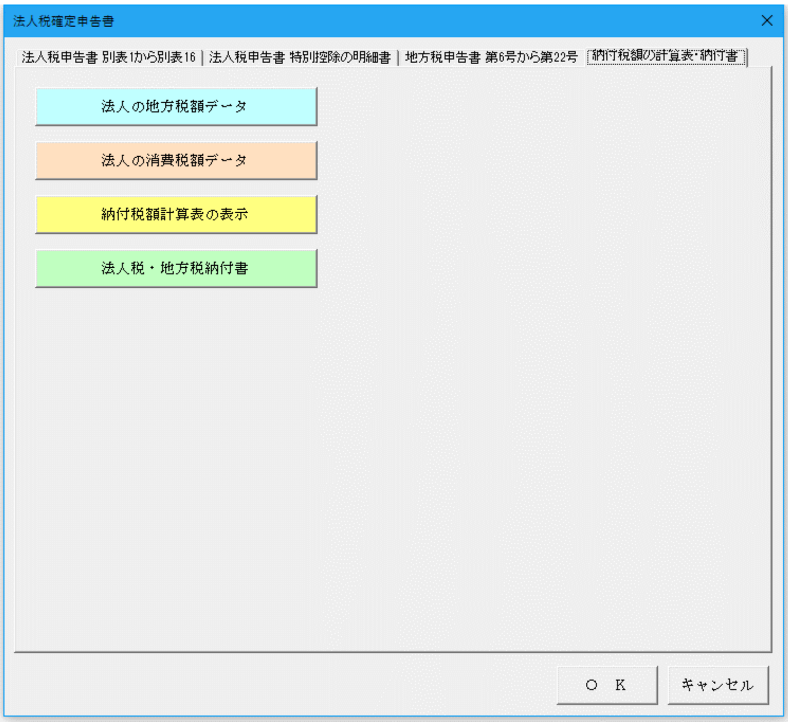

納付税額計算書の法人の消費税額のデータは直接入力してください。

○　納付税額計算書

納　付　税　額　計　算　表

事業年度の月数　12

事業年度	R4.04.01 R5.03.31	法人名	サンプルデータ12月決算

		申告税額	中間納付税額	納付税額	中間納付見込額
法人税	法人税額	13,133,700	6,523,800	6,609,900	
	所得税額等の還付金額				
	法人税額	13,133,700	6,523,800	6,609,900	6,566,800
地方法人税額		1,384,100	293,300	1,090,800	692,000
小計		14,517,800	6,817,100	7,700,700	7,258,800
法人事業税・都道県民税	事業税額	4,274,600	2,019,000	2,255,600	2,137,300
	特別法人事業税税	1,581,500	825,700	755,800	790,700
	都道府県民税・法人税割額	134,600	65,000	69,600	67,300
	都道府県民税・均等割税額	125,000	62,500	62,500	62,500
	小計	6,115,700	2,972,200	3,143,500	3,057,800
法人市町村民税	市町村民税・法人税割額	808,200	658,800	149,400	404,100
	市町村民税・均等割税額	416,000	208,000	208,000	208,000
	小計	1,224,200	866,800	357,400	612,100
納付税額小計		21,857,700	10,656,100	11,201,600	10,928,700
消費税額					
納付税額合計		21,857,700	10,656,100	11,201,600	10,928,700

○　法人税の領収済通知書と地方税の領収済証

国税 収納金整理資金 32618　(納付書)　領収済通知書

年度 04　税目番号 030　税務署名 税務署　税務署番号　整理番号

国庫金

税目：法人税　信託の名称

本税 6609900　重加算税　加算税

納期等の区分 040401 050331

税務署整理欄

住所(所在地)　電話番号

氏名(法人名)　サンプルデータ12月決算　業(御中)

利子税　延滞税　合計額 ¥6609900

(プリガ)

法人番号 (受領日付印)

国税 収納金整理資金 32618　(納付書)　領収済通知書

年度 04　税目番号 040　税務署名 税務署　税務署番号　整理番号

国庫金

税目：地方法人税　信託の名称

本税 1090800　重加算税　加算税

納期等の区分 040401 050331

税務署整理欄

住所(所在地)　電話番号

氏名(法人名)　サンプルデータ12月決算　業(御中)

利子税　延滞税　合計額 ¥1090800

(プリガ)

法人番号 (受領日付印)

都道府県コード　法人事業税 都道府県民税 特別法人事業税 領収証書 公

日座番号　加入者

サンプルデータ12月決算

年度 04　※処理事項　法人番号

事業年度又は連結事業年度 04・4・1 から 05・3・31 まで　申告区分 中間予定 確定 修正 更正 決定

法人都道府県民税	法人税割額	01	69600
	均等割額	02	62500
	延滞金	03	
	計(01～03)	04	132100
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05	2255600
	付加価値割額	06	
	資本割額	07	
	収入割額	08	
	特別法人事業税	09	755800
	計(05～09)	10	3011400
	延滞金	11	
	過少申告加算金	12	
	不申告加算金	13	
	重加算金	14	
	計(10～14)	15	3011400
合計額		16	¥3143500

納期限　年　月　日　領収日付印

課税事務所

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

市区町村コード　法人市町村民税領収証書 公

日座番号　加入者

サンプルデータ12月決算

年度 04　※処理事項　法人番号

事業年度又は連結事業年度 04・4・1 から 05・3・31 まで　申告区分 中間予定 確定 修正 更正 決定

法人税割額	01	149400
均等割額	02	208000
延滞金	03	
督促手数料	04	
合計額	05	¥357400

納期限　年　月　日　領収日付印

上記のとおり領収しました。